

平成20年3月13日

1. 出席議員

1 番	松 田	義 太	10 番	橋 川	宏 彰
2 番	松 尾	勝 利	11 番	中 西	裕 司
3 番	松 本	末 治	12 番	谷 口	良 隆
4 番	光 武	学	13 番	小 池	幸 照
5 番	馬 場	勉	14 番	松 尾	征 子
7 番	徳 村	博 紀	15 番	中 村	雄一郎
8 番	福 井	正	16 番	橋 爪	敏
9 番	水 頭	喜 弘			

2. 欠席議員

6 番 森 田 和 章

3. 本会議に出席した事務局職員

事 務 局 長 森 田 利 明  
局 長 補 佐 澤 野 政 信  
管 理 係 長 江 口 隆 史

#### 4. 地方自治法第121条により出席した者

市	長	桑	原	允	彦
副	市長	出	村	素	明
総	務部	唐	島		稔
市	民部	北	村	建	治
産	業部	山	本	克	樹
建	設環境部	坂	本	博	昭
会	計管理者兼会計課	北	村	和	博
企	画課	竹	下		勇
総	務課	北	御門	敏	則
財	政課	打	上	俊	雄
市民課長兼選挙管理委員会事務局	長	中	村	和	典
税	務課	武	藤	竹	美
福	祉事務所	迎		和	泉
保	険健康課	岩	田	輝	寛
農	林水産課	平	石	和	弘
商	工観光課	福	岡	俊	剛
都	市建設課	田	中	敏	男
環	境下水道課	亀	井	初	男
ま	ちなみ活性課	松	浦		勉
水	道課	藤	家	敏	昭
教	育	小	野原	利	幸
教	育次長兼庶務課	藤	田	洋	一郎
生	涯学習課長兼中央公民館	中	川		宏
同	和对策課長兼生涯学習課	関		正	和
農	業委員会事務局	山	田	次	郎
監	査委員事務局	森		久	幸
監	査委員	植	松	治	彦

---

平成20年 3月13日（木）議事日程

開 議（午前10時）

- 日程第1 議案第4号 平成20年度鹿島市一般会計予算について  
議案第5号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について  
議案第6号 平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について  
議案第7号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について  
議案第8号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計予算について  
議案第9号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について  
議案第10号 平成20年度鹿島市給与管理特別会計予算について  
議案第11号 平成20年度鹿島市水道事業会計予算について

（大綱質疑、各所管常任委員会付託）

---

午前10時 開議

○議長（橋爪 敏君）

おはようございます。ただいまから本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元の日程表どおりといたします。

日程第1 議案第4号～議案第11号

○議長（橋爪 敏君）

それでは、日程第1．議案第4号 平成20年度鹿島市一般会計予算について、議案第5号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について、議案第6号 平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について、議案第7号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について、議案第8号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計予算について、議案第9号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計予算について、議案第10号 平成20年度鹿島市給与管理特別会計予算について、議案第11号 平成20年度鹿島市水道事業会計予算についての8議案を一括して審議に入ります。

各議案に対する当局の説明を求めます。

まず、議案第4号について。打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

おはようございます。

それでは、議案第4号 平成20年度鹿島市一般会計予算について御説明をいたします。

一般会計は、本市の行政運営の基本的経費を賄う予算であり、非常に多くの内容を含んで

おります。本議案につきましては、後ほど委員会で事業内容を詳しく御説明いたしますので、財政課のほうからは予算の全体像や本市の財政状況など、要点を絞って総括的な説明を行いたいと思います。

しかしながら、本日の説明も若干時間を要しますので、長丁場になりますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、予算書の1ページ目をお開きください。この厚いほうの冊子の1ページ目をお開きください。

議案第4号 平成20年度鹿島市一般会計予算。平成20年度鹿島市の一般会計予算は、次に定めるところによります。

第1条 歳入歳出予算の総額は11,168,000千円といたします。

第2条 債務負担行為、第3条 地方債でございます。第4条 一時借入金、限度額を15億円と定めております。

2ページ目をお開きください。

第5条は、歳出予算の流用が認められる範囲を定めております。

3ページをごらんください。

3ページから13ページまでは、いわゆる議決科目ごとの歳入歳出予算の区分と金額の集計表でございます。

14ページをお開きください。

債務負担行為でございます。債務負担行為は、20年度において新たなリース契約や利子補給の補助制度の創設を行い、21年度以降においても支払いの義務が発生いたしますので、債務負担行為として議会の議決をお願いするものでございます。

まず、1項目めは事務機器等のリース料で20年度に契約をいたし、21年度から25年度まで総額52,000千円の範囲で支払いの義務が発生をいたします。

2項目め、市営駐車場精算機の入れかえ、リース契約としていたしますので、21年度から28年度まで15,624千円の支払いが発生する予定でございます。

3項目め、鹿島市工場等の振興措置に関する条例の奨励措置に係る利子補給、いわゆる誘致企業への優遇措置でございます。利子補給はまだ金額が確定をしておりませんので、文言による債務負担の設定というふうになっております。

15ページは地方債でございます。

道整備交付金事業29,000千円。辺地道路整備事業、これは中川内～広平線でございます、50,000千円。急傾斜地崩壊防止事業2,800千円。辺地対策事業、これは中木庭ダム周辺整備事業でございます、50,000千円。街なみ環境整備事業、肥前浜地区800千円。消防施設整備事業6,400千円。小学校大規模改造事業、能古見小学校の2期工事でございます、94,100千円。臨時財政対策債276,000千円。合計509,100千円を起債する予定でございます。

このうち、臨時財政対策債は、普通交付税の削減の補てん分でございますので、一般財源として扱うこととなります。

以上が、議決をいただく平成20年度一般会計予算書の本体でございます。

50ページをお開きください。

これより予算に関する説明書でございます。

それぞれの予算の具体的な内容につきまして御説明をいたしますが、要点を別冊の予算参考資料にまとめておりますので、両方の資料を使って御説明をいたします。

それでは、別冊、予算参考資料の1ページをお開きください。

予算参考資料の1ページ目に、一般会計予算の概要をまとめております。一般会計予算の概要でございます。平成20年度の鹿島市一般会計当初予算は、総額11,168,000千円で編成しており、前年比3.6%、392,000千円の増でございます。経常的経費を極力圧縮しながら、重要な政策的事業、定住促進、交流人口拡大、子育て支援などを実施していく堅実型の予算となっております。

歳入予算について申し上げます。

市税は、①市内企業の収益向上（法人市民税）、②新築建物の増加（固定資産税）などの要因で0.6%、19,300千円の増で、急激な伸びではございませんが、一定水準の税収を確保する見込みであります。

なお、事業費財源の関係で国庫支出金、県支出金が増加するため、自主財源比率は38.3%、昨年は38.6%ということで、若干低下をしておりますが、ほぼ横ばいでございます。

地方交付税は、これまでの縮減で拡大した地域間格差是正のため、地方再生対策費が措置されることなどから、予算対比では3.3%、124,000千円の増を計上しておりますが、この交付税の増が鹿島市にどのように影響するかは若干不透明でございますので、19年度の決算見込みとほぼ同額を当初予算では計上しております。つまり、若干地方交付税を抑え目に計上しているという状況でございます。

そのため、2億円程度の財源が不足しておりますので、財政調整基金から暫定的に2億円を繰り入れております。できれば、この2億円につきましては、年度内に戻したいというふうに考えております。

歳出予算について申し上げます。

①人件費、②扶助費、③公債費のいわゆる義務的経費は、扶助費の伸びにより1.5%、87,823千円の増となっておりますが、人件費は、退職手当を除けばマイナス1.3%、マイナス25,056千円となり、退職手当を加えてもマイナス0.2%、マイナス3,355千円となっております。

これは、平成19年度で実施をしていただきました議員報酬の減額改定、また、職員の抑制など、行政改革の努力が主な要因でございます。職員数は、全職員で平成9年のピーク305

人から平成20年度では261人、44人の減、削減率は14.4%になる見込みであります。議員数につきましても、昭和53年の30人をピークに現在は16人となっている状況でございます。

また、①人件費、②扶助費、③物件費、④維持補修費、⑤補助費等のいわゆる消費的経費は、後期高齢者医療広域連合等の一部事務組合負担金の増もあり、4.7%、326,368千円の増となっておりますが、これらの特殊な要因を除けば、予算編成方針で示しました伸び率ゼロを、消費的経費を実現しているという状況でございます。

公債費は1,592,700千円で0.3%、4,900千円の増であります。これは、昨日も補正予算で御提案いたしましたように、利率が高い政府債の繰り上げ償還を平成20年度は2年目として66,987千円を実施する予定でございますので、この分が増加をしております。

公債費の動向でございますが、今大体15億円ベースです。12億円から13億円ベースがまだここ四、五年は続くというふうに見込んでおります。

しかしながら、市債残高はピーク時、平成12年度の138億円から平成20年度は98億円へマイナス40億円減少する見込みでございます。地方交付税で償還経費が全額措置される臨時財政対策債が27億円ありますので、これを差し引くと、実質的な市債残高、いわゆるハード事業等に充てた市債残高は71億円程度となり、67億円の減となっております。平成12年度の138億円ときは、臨時財政対策債の制度がございましたので、実質的な市債残高はこの間にほぼ半減しているという状況でございます。

この71億円の償還につきましても、約6割の交付税措置が見込まれます。本市におきましては、市債残高の圧縮は非常に計画どおりに軌道に乗っているという状況でございます。

20年度の主要な事業につきましては、別冊で御説明をいたします。

それでは、2ページ目をお開きください。

2ページは、鹿島市一般会計予算と地方財政計画との比較で示す資料でございます。

地方財政計画というのは、新年度の予算編成に当たり、国が地方公共団体に示す財政運用上の大きな指針となるものでございます。特に本市のように地方交付税の依存が大きい自治体には、大きな影響を与える、そういうものでございます。

要点を御説明いたします。

1. 財政規模、2. 地方税等の規模につきましては御参照ください。

3項目めの地方交付税等でございます。左の欄、地方交付税、地方財政計画では1.3%の伸び、全国で15兆4,061億円の地方交付税が新年度は予算化をされております。この伸びは、平成12年度以降、久々の伸びということで、理論上は平成19年度で交付税の縮減傾向が底を打ったというふうに言われておりますが、この1.3%も国の借金の返済を先送りして捻出した財源でございますので、21年度以降も交付税が伸びる、または維持される、復元されるという、そういう状況ではないというのが実態でございます。

この一番下の欄で交付税と臨財債を合わせた額では、全体で2.3%の伸びというふうに地

方財政計画では示されております。

右の欄をごらんください。

これに基づきまして、鹿島市も予算を組むわけですが、普通交付税は3.9%の伸び、これはあくまでも、19年度当初予算、32億円との比較であり、20年度当初では3,324,000千円を計上いたしております。特別交付税につきましては、全くこれも先が読めませんので6億円、前年度と同額を計上しております。臨時財政対策債につきましては、マイナス4.8%、276,000千円で計上いたします。

これで、交付税と臨時財政対策債を合わせた額が42億円で、19年度当初と比較いたしますと2.7%の伸び。ほぼ、地方財政計画で示されておる2.3%と同レベルの計上の仕方ではございますが、その欄の一番下の欄、決算対比でいきますと、19年度が普通交付税が3,378,295千円で決算が出ておりますので、予算計上3,324,000千円ですので、マイナス1.6%、普通交付税につきましては若干抑え目に計上し、その分の財源不足を財政調整基金より2億円を充て、補てんをしているという、そういう状況でございます。

一番最後の5項目め、長期債務の残高ということで御説明いたします。

その欄の説明ですが、今、地方のいわゆる借金残高は19年度末で199億円、20年度で197億円、マイナスの1.0%というふうに見込んでおります。それに対して、国のほうですが、19年度の573兆円に対し、20年度も1.4%ほど伸び、20年度末見込みでは581兆円になる見込みでございます。国、地方合わせた借金残高は778兆円ということで、いまだに増嵩の傾向に歯どめがかかっていないという状況でございます。

右の欄は鹿島市の状況でございます。18年度からずっと載せておりますが、一番上の欄、18年度末で11,312,000千円、19年度末で10,668,000千円、20年度ではマイナス7.8%で9,837,000千円程度になろうと思っております。そのうち、臨時財政対策債が2,698,000千円、差し引きますと、実質的な市債残高が7,139,000千円、これにつきましても64.4%程度の交付税措置がございますので、市債の実質的な負担額、つまり税金等で返さなければならない金額は3,502,000千円程度というふうには試算をしております。

3ページ目は、平成10年度から19年度までの10年間の一般会計の財政状況の推移でございます。

まず1行目、税収は一定水準を確保しております。

2行目、地方交付税でございますが、平成11年度がピークで54億円余りございました。ずっと右の欄を見ていただきますと、平成19年度では39億円と、40億円を切る見込みでございます。6行目に臨財債を含めた金額でいきましても、平成11年度のピーク54億円から平成19年度では42億円程度、やっぱりマイナス12億円ですね。ここで20年度が減少傾向に歯どめがかかるかどうか大きな焦点というところでございます。

市債残高は10行目、これも先ほど御説明をいたしました。

3 ページ目は以上でございます。

4 ページ目をお開きください。

4 ページ目は、一般会計予算の状況ということで、歳入歳出を4 ページ、5 ページであらわしております。

4 ページでは、17行目の繰入金をごらんください。財政調整基金より2億円、減債基金より144,156千円、公共施設建設基金より30,000千円、これは能古見小学校大規模改造へ充てたいと思います。

20行目の市債の欄でございますが、臨時財政対策債は276,000千円が一般財源として借り入れる予定でございます。

5 ページ目は、歳出における性質別ごとの財源の状況でございます。

6 ページ目をお開きください。

6 ページ目より、前年度との比較で20年度予算を説明いたします。

まず、市税でございます。市税は2,995,660千円ということで、昨年より0.6%、19,300千円の増、ほぼ30億円を確保できるというふうに考えております。市税につきましては、若干説明を要しますので、予算書の54ページ目をお開きください。

54ページ目は、市民税の1目の個人市民税です。これは、昨年は980,000千円見込んでおりましたが、これは税源移譲等による伸びを見込んでおりましたが、実際、見込みより若干税源移譲の分が下回るということで、本年度は952,000千円、28,000千円の減ということで当初は計上をいたしております。

その下の法人、次のページの55ページの固定資産税等は一定水準の伸びを確保しております。そういう状況でございます。

税収に関連しまして、順序が若干逆になりますが、歳出のページの109ページをお開きください。

109ページに税のための賦課徴収でございますが、その中の23節、償還金利子及び割引料ということで70,000千円を計上しております。これは過年度還付金として計上している分です。昨年は7,000千円でございます。これ10倍というふうになります。主な要因について申し上げます。税源移譲につきましては、所得税から住民税への税源移譲ということで、所得税が減った分、住民税がふえるという、そういう構造になっていくはずでございました。しかしながら、もともと所得税がかかっていなかった人が税源移譲により、住民税の納税が発生して、実質的な増税となった現象が一部に見られております。税源移譲の趣旨が実質的な増税を伴わないということが原則でしたので、住民税がふえた分につきましては還付をするという方向で全国的な調整が進められております。それらの経費を最大限見込んで、鹿島市の場合は70,000千円程度になるんじゃないかということですね、試算をしております。

こういったものを考えますと、税源移譲で個人市民税は大幅な伸びをしておりますが、そ



の代替として所得譲与税が廃止され、普通交付税も削減されておりますので、仮に70,000千円程度の還付が発生しますと、税源移譲での実質的な実の部分はないということになって、プラス・マイナス・ゼロということですね。期待したほどのものが鹿島市においてはなかったという、そういう状況が懸念されております。

当然、この部分は税源移譲については、税源移譲でふえた分は普通交付税から満額削減されております。鹿島市は影響が2億円程度ですね。じゃあ、2億円ぐらいの税源移譲の財源が住民税で補てんできたかということ、そこは非常に微妙なところということですね。これはちょっと決算を精査してみなければわかりませんが、そういう状況で、非常に財政課としては憤りを感じている部分でございます。

それでは、先ほどの資料のほうに戻りまして、よろしく申し上げます。

2行目の地方譲与税は自動車重量譲与税の減額等でマイナス15,000千円、利子割交付金、配当割交付金、株式譲渡所得割交付金等はほぼ前年並みでございます。

地方消費税交付金は、国勢調査の就業人口の減少等で20,000千円ほどの減となっております。

自動車取得税交付金も10,000千円程度の減、地方特例交付金は若干の増、地方交付税は先ほど説明をいたしましたように、地方再生対策費等に伴う増として124,000千円、3.3%増というふうにしております。

13行目の国庫支出金でございます。能古見小学校大規模改造事業の32,000千円等がございますので、若干の伸びでございます。

県支出金につきましても、園芸振興の補助金等がございますので143,126千円、17.9%の増というふうに見込んでおります。

繰入金につきましては、基金繰入金の増、繰り上げ償還に伴う減債基金からの繰り入れ等が増加した部分でございます。

市債につきましても、能古見小学校大規模改造事業等の大型事業がございますので、35,000千円、7.4%増というふうになっております。

7ページをごらんください。

7ページは歳出の性質別の比較表でございます。人件費は総額でマイナス0.2%、3,355千円程度ですが、退職金を除きますとマイナス1.3%、25,056千円程度の減ということになります。こういったものを合計いたしまして、先ほども御説明をいたしました、義務的経費は繰り上げ償還等の増がございますので、全体では1.5%、87,823千円の増ということになっております。

そのほか、物件費、維持補修費、補助費等につきましては、ごらんください。補助費等の中で一部事務組合負担金には後期高齢者医療広域連合の負担金等の増で大幅な伸びというふうになっております。消費的経費につきましては327,268千円、4.7%の増ということになっ

ております。

投資的経費でございますが、総額で858,266千円、222,875千円、35.1%の増でございます。実施計画等に基づき事業を実施しております。大きなものは能古見小学校大規模改造事業の2期工事等がございますので、それによる増でございます。

8ページ以降は、これは先ほどの資料に一般財源等を加えた資料でございますので、御参照ください。

10ページ目をお開きください。

10ページ目は、歳出の目的ごとの比較でございます。ここは若干説明をいたします。

議会費でございますが、マイナス3.8%、5,738千円程度の減となっております。これは議員報酬の改定等の影響でございます。

総務費は27,366千円、2.4%の増、これは職員退職手当等の増でございます。

民生費は29,656千円、0.9%の増、これはほぼ横ばいということでございます。

衛生費は102,838千円、これは従来の集団検診から個別検診等へ移行をいたしますので、そのような経費が増の要因でございます。

労働費につきましては、昨年とほぼ横ばいでございます。

農林水産業費につきましては68,154千円、11.8%の増、これは園芸振興事業等の事業費の増でございます。

商工費は昨年並み、土木費はマイナス106,342千円、マイナス8.5%。これは道整備交付金事業等の減でございます。

消防費は、ほぼ昨年並みでございます。

教育費は263,738千円、26.6%増。これは能古見小学校大規模改造等の事業の影響でございます。

公債費につきましては4,900千円ほどの増、これは繰り上げ償還の実施をする関係でございます。

予備費につきましては、昨年34,000千円ほどですが、ことしは40,000千円をお願いをしたいというふうに思っております。

このページの説明は以上でございます。

ページ飛びまして、14ページをお開きください。

14ページは、歳出予算のいわゆる28節ごとの比較表でございます。これは参考までにごらんください。

それでは、16ページをお開きください。

平成20年度鹿島市のまちづくりの重点施策及び特徴的な政策的経費について御説明をいたします。

まず、企画課、企画費、JR長崎本線問題への取り組みとして200千円、関係機関との調

整旅費などがございます。ＪＲ長崎本線につきましては、佐賀県、長崎県、ＪＲ九州の３者合意による、いわゆる上下分離方式による全線ＪＲ九州による運行案が示されておりますが、今後とも状況の推移を見きわめながら、利便性の高いＪＲ長崎本線の存続の取り組みを継続して行うものでございます。

同じく企画費、地域公共交通会議事業、非常に運行が厳しくなっております路線バスなどをどういうふうにするかということをも市民の有識者を交え検討を行うものでございます。

廃止路線代替バス運行等バス路線維持に25,151千円で、路線バスの維持を行うための補助金でございます。

地域振興費、鹿島市ＰＲビデオ、ＤＶＤ版を作成いたします。500千円でございます。

総務課、一般管理費、顧問弁護士委託事業1,000千円。正式に顧問弁護士を委託したいというふうに考えております。

災害対策費、災害対策用備蓄品整備事業730千円。平成20年度から24年度にかけて毛布などの災害用の備品を、500人分を計画的に備蓄する計画でございます。

福祉事務所、障害者福祉費、重度障害者等福祉タクシー事業4,320千円。月10千円の交付から20千円交付へ拡充をいたすものでございます。

母子福祉費、子育て支援事業として乳幼児医療費助成事業、ゼロ歳児から就学前まで、62,209千円。子育て支援事業の重点事業として、鹿島市独自に3歳から就学前の乳幼児につきまして医療費の全額を償還払いで助成する。従来の2分の1助成から全額助成へと拡充をいたすものでございます。

17ページをごらんください。

児童福祉総務費、子育て支援事業として放課後児童クラブの経費として24,063千円。市内の全小学校で7校区、8クラブを引き続き運営をいたします。

保険健康課でございます。高齢者福祉総務費、高齢者対策として老人クラブ活動等事業3,213千円。従来の補助金に加え、健康づくり事業補助金として1,000千円を交付いたします。この1,000千円につきましては、19年度、藤幸男氏の御遺族から寄附金をいただきましたので、それを財源として充てる予定でございます。

保健衛生総務費の子育て支援事業として、休日子どもクリニック運営事業7,499千円。少子化対策子育て支援の一環として従来の休日急患センターを小児科に特化して運営をいたします。佐賀大学医学部より小児科医の派遣を受ける予定でございます。

老人保健費、後期高齢者医療給付費負担金286,145千円でございます。これは、後期高齢者医療制度の実施に伴い、広域連合へ支出する負担金でございます。

同じく老人保健費、後期高齢者医療特別会計繰出金119,498千円。これは、来年度で鹿島市に新設をします特別会計への負担金でございます。

母子保健費、妊婦健康診査事業8,583千円。少子化対策の一環として、妊婦の健診を現行

の2回から5回へ拡充する事業でございます。

農林水産課です。農政事業費として中山間地域等直接支払交付事業115,399千円。中山間地域の農地保全支援のため38集落へ交付金を引き続き交付するものでございます。

農政事業費として、荒廃園対策事業213千円。予算額としては非常に小さい予算でございますが、非常に重要な予算と位置づけております。中山間地での荒廃園対策を具体的な実施を行うスタートの年度といたしたいというふうに思います。

18ページをお開きください。

同じく農林水産課です。園芸振興費、魅力あるさが園芸農業確立対策事業23,942千円。園芸振興への補助金でございます。

同じく園芸振興費、強い農業づくり交付金事業87,330千円。これも園芸事業振興のための補助金でございます。

農地費、ほ場整備事業償還助成事業として66,889千円。鹿島市で7団体に対し、圃場整備の償還金の助成を行うものでございます。

農地費、排水対策特別償還助成事業（補助金）。排水機場等の償還に対して市内3団体に対し交付を行うものでございます。

農地費、農地・水・環境保全向上対策事業20,002千円ということで、これは鹿島市の事業総額としては77,785千円程度が見込まれます。そのうちの鹿島市の負担分でございます。

林業振興費、森林を守る交付金事業12,844千円。森林の保全事業に対し、交付するものでございます。

水産業振興費、佐賀県沿岸漁業振興特別対策事業8,000千円。明治簗等の浮き桟橋等の補修へ補助をいたすものでございます。

港湾管理費、漁港施設維持管理事業7,354千円。これも漁港施設の防波堤等への補助でございます。

19ページをごらんください。商工観光課になります。

商工業振興費、定住促進事業として中心市街空き店舗等利用促進事業200千円。同じく商工業振興費、定住促進・交流人口拡大の事業として、中心市街地活性化対策事業の基本計画策定事業、これは18年度からの継続事業であり、673千円を予算計上しております。

同じく商工業振興費、定住促進事業として、コミュニティビジネス育成対策事業、定住促進事業として、定住促進のための新たな産業創出など100千円を計上いたしております。

空き家バンク制度事業につきましては850千円ということで計上いたしております。

同じく定住促進と企業誘致の対策として、新工場団地造成適地調査事業として、新規事業として3,000千円を計上いたしております。新たな工場団地造成計画に着手するための調査を行うものでございます。市内全域を対象にして、候補地の選定、造成可能面積、造成経費、地理的環境面や法規制などの諸課題を調査する経費でございます。

同じく商工業振興費、定住促進、企業誘致対策事業として、企業誘致対策プロジェクトチーム等の経費として1,170千円を計上いたしております。

誘致企業奨励金助成事業として4,826千円、ツーリズム活動推進事業として500千円等を計上いたしております。

20ページ目をお開きください。

観光費の新規事業として、観光戦略プラン策定事業として1,000千円。関連いたしまして、観光サイン計画事業として2,000千円。市内の案内誘導をスムーズに行うためのサイン計画等に着手する経費でございます。

観光費として、鹿島城赤門200年記念事業として130千円を計上し、桜まつりのときに開催をする予定でございます。

同じく観光費、伝承芸能フェスティバル開催事業には1,800千円を計上しております。

環境下水道課です。家庭用浄化槽設置事業として、従来の補助制度を継続いたします。総額で21,145千円を計上いたしております。

まちなみ活性課です。歴史的まちなみ保存修復活用事業として、重伝建事業、街なみ環境整備事業など総額86,825千円を計上し、町並みの保存修復や防災施設等の整備に活用する予定でございます。

都市建設課です。主要市道等の整備事業として、総額235,013千円を計上いたしております。

急傾斜地崩壊防止事業は、中尾地区、わしの巣地区として11,512千円を計上いたしております。

21ページです。中木庭ダム周辺整備事業につきましては、辺地事業を活用し56,915千円を計上し、丸木庭広場等の整備を行います。

庶務課でございます。特別支援教育支援員事業として10,446千円。支援を要する児童・生徒に対し、支援員を7名体制より9名体制へ拡充する事業でございます。

小学校管理費、鹿島小学校新增改築事業として耐震化事業を30,000千円で着手する予定でございます。小学校管理費として能古見小学校大規模改造事業2期工事として173,550千円を計上いたしております。財源の一部として公共施設建設基金より30,000千円を充当しております。

中学校管理費、東部中学校耐震補強工事として3,000千円。東部中学校の武道場の補強工事を行う予定でございます。

学校給食費、給食センター調理場統合事業として30,000千円。現在、小学校、中学校と調理場が別々に分かれておりますが、この調理場を1カ所に統合いたしまして効率化し、経費節減を図る計画でございます。

生涯学習課です。文化財ガイドブック作成事業として1,000千円。これも先ほど御紹介を

いたしました藤幸男氏の御遺族からの寄附を財源といたして、ハンドブックをリニューアルして発刊する予定でございます。

公民館費、地区公民館指定管理者委託事業として総額55,253千円。今回、新たに6地区の公民館運営を各地区の振興会等へ指定管理者として委託を行うことになりました。その経費でございます。

22ページ目をお開きください。

生涯学習推進費、かしま市民立楽修大学事業に27,800千円を計上いたします。このかしま市民立楽修大学は、鹿島市の文化事業の中心的存在でございます。将来的には市民会館、エイブルの全面委託等に向けて準備体制を整えるという年度に、20年度は位置づけております。

図書館費でございます。図書館備品、これは図書館の書籍の購入費でございます。11,960千円を計上いたします。蔵書の目標は17万冊としております。現在14万冊でございます。この経費につきましては、従前より優先的な予算配分を行っているものでございます。

平成20年度における鹿島市のまちづくりの重点施策及び特徴的な政策的経費につきましての説明は以上でございます。

23ページ目からは投資的事業の内訳でございます。若干、重複をいたしますので、説明は省略をいたしますが、23ページ目が補助事業、いわゆる国庫財源を伴う事業でございます。総額で487,332千円ということになっております。

24ページ目から26ページ目までは単独事業、いわゆる国庫財源を伴わない地方単独事業でございます。

単独事業と言いながら、佐賀県の支出金が入っておりますが、これは佐賀県独自の補助金でございますので、補助事業ではなく、単独事業に分類されるものでございます。26ページですが、総額で370,904千円を予定しております。

27ページ目は県工事負担金でございます。これにつきましては、事業費がまだ確定をいたしておりませんので、当初は科目存置を行い、9月の補正予算で計上をいたす予定でございます。

以上、普通建設事業につきましては、補助事業が487,332千円、単独事業が370,904千円、県工事負担金の科目存置が5千円、合計の858,241千円。一般財源ベースでは284,649千円でございます。これにつきましては、年度末までには大体10億円程度で、一般財源も4億円程度に充実ができるのではないかと考えております。

28ページ目は災害復旧事業でございます。これも科目存置でございます。

災害復旧事業を含めた投資的事業の総額は、28ページの一番下、合計欄でございます、858,266千円ということになっております。

29ページ目以降は、鹿島市の当初予算、これは一般会計、特別会計、水道事業会計を含め

た重点施策及び特徴的な事業の概要説明書として、主に市民の方向けに作成した資料でございます。

この資料につきましても、現在鹿島市のホームページ上で掲載をしております。内容につきましては説明を省略いたしますが、若干今まで出てこなかった部分での説明ということで、46ページ目をお開きください。

46ページ目は、広域行政の推進ということで、一部事務組合、広域連合などの経費でございます。総額で1,375,667千円。一部事務組合で行う業務の割合は非常に高くなっております。現在、鹿島市は15業務につきまして、一部事務組合への共同処理を行っております。事業名と負担金につきましては、その明細をごらんください。

また、47ページ目でございますが、施設の管理運営委託事業ということで、指定管理者制度の導入を積極的に進めております。

今年度は、平成20年度は新たに地区公民館など、7施設を地元の公的団体へ委託する計画であり、全部で15施設が指定管理者制度による委託ということになります。予算の総額は123,272千円ということになります。

あと48ページ目は、鹿島市の事業費とは直接は関連しているものではございませんが、国及び県事業の主な事業につきまして、イメージ的に御紹介をしております。

49ページ目からは、特別会計の概要につきまして、できるだけわかりやすい方法での広報ということで掲載をしております。

最終ページ、52ページ目は水道事業会計、公営企業会計につきましても、その事業概要を掲載しております。

以上で予算参考資料の説明を終わります。

予算書のほうに若干戻っていただきたいと思っております。

以上までの説明で、予算書の200ページまでをまとめたもので説明をいたしました。

201ページ目から209ページ目は給与費明細書でございます。これは御参考までにごらんください。

210ページ目は、債務負担行為でございます。先ほど示しました債務負担に加え、従来債務負担として掲載しているものについて、一覧表で掲載をしております。

214ページ目をお開きください。214ページ目は、地方債の現在高調書の明細でございます。これも先ほど御説明をいたしました。合計欄をごらんください。20年度末現在で9,812,587千円、総額の残高となる見込みでございます。そのうち、1行上、臨時財政対策債が2,673,813千円、この分の償還につきましては、全額地方交付税より措置されるものでございます。

以上で、議案第4号 平成20年度鹿島市一般会計予算についての財政課からの説明を終わります。よろしく御審議をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

ここで、10分程度休憩します。

午前10時54分 休憩

午前11時4分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

次に、議案第5号について。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

それでは、議案第5号 平成20年度鹿島市公共下水道事業特別会計予算について御説明いたします。

公共下水道事業汚水分ですけれども、現在、認可区域365ヘクタールの中で、納富分処理区109ヘクタールの一部を平成21年度供用開始に向けて整備を進めております。水洗化率は供用開始区域215.7ヘクタールで、区域内人口7,813名のうち、5,712名の接続ができて、水洗化率73%となっております。

平成20年度の事業といたしましては、汚水幹線管渠や浜汚水中継ポンプ場の機械設備に加え、浄化センターの2系列目の建設工事の2年目となります。

浸水対策といたしまして、乙丸雨水ポンプ場は現在2基目を設置いたしておりますけれども、このうち1基の試験運転に入っております。乙丸ポンプ場は平成20年度でほぼ完了いたす予定でございます。

それでは、議案書は2ページでございますが、別冊の予算書で説明をいたします。

予算書の16ページをお願いいたします。

第1条第1項 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2,040,155千円と定めるものでございます。これは、昨年に比べ約820,000千円程度の増となっておりますけれども、ほとんどが補償金免除繰り上げ償還にかかわる借換債を計上いたしましたことによるものでございます。

第2項で歳入歳出予算の款項の区分及び金額は、18ページから20ページの第1表のとおりでございます。

第2条 債務負担行為の事項、期間及び限度額は21ページ、第2表のとおりでございます。

第3条 地方債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、22ページ第3表のとおり、限度額を1,033,500千円といたしております。ここの分が昨年からすると、先ほど申し上げました借換債で計上をいたしておりますので、大きくなってきております。

第4条 一時借入金につきましては、限度額を6億円といたしております。

17ページの第5条のほうをお願いいたします。

17ページの第5条でございますが、歳出予算の流用の範囲を定めるものでございます。

次に、ページは飛んでいきますけれども、説明資料215ページをお願いいたします。



215ページから216ページをお願いいたします。これは予算事項別明細書でございます。

217ページをお願いいたします。

まず、歳入でございますけれども、1款1項1目。下水道費負担金で、本年度9,609千円を見込んでおります。説明は右欄のとおり、受益者負担金現年分、滞納分、そして、区域外流入負担金といたしております。

218ページをお願いいたします。

2款1項1目。公共下水道使用料につきましては106,570千円を計上いたしております。

2目。土木使用料は、浄化センター内の九電柱及びN T T柱の敷地使用料でございます。

219ページをお願いいたします。

2款2項1目。公共下水道手数料、これは指定工事店登録手数料や排水設備責任技術者の登録手数料を計上いたしております。

220ページをお願いいたします。

3款1項1目。公共下水道費国庫補助金は279,025千円を計上いたしております。

次に、221ページをお願いいたします。

4款1項1目。一般会計繰入金611,300千円は説明欄のとおりでございます。

222ページから224ページの5款1項1目の繰越金、6款1項1目の延滞金及び2目の過料、6款2項1目の雑入につきましては、費目存置でございます。

225ページをお願いいたします。

7款1項1目。公共下水道事業債は、一般分、単独分及び繰上償還借換債を見込んでおります。このところでの比較というところに795,600千円というのが今年度増額になっておりますけれども、この分が先ほど申し上げました繰り上げ分の増額になっております。

226ページをお願いいたします。歳出について御説明をいたします。

1款1項1目。総務管理費22,698千円を計上いたしております。これは人件費のほか、8節の報償費ですけれども、受益者負担金一括納付報奨金、13節には委託料、これは水道課への徴収委託料のほか、事務機器の保守点検委託を考えております。14節の使用料賃借料ですけれども、パソコンリース料や下水道管理台帳のシステムリース料でございます。

227ページをお願いいたします。

1款1項2目。維持管理費の主なもので11節。需用費は雨水ポンプ場の燃料費、光熱水費が主たるものでございます。13節。委託料は、ポンプ場の管理業務や沈砂池のしゅんせつ業務、また15節。工事請負費、そして、16節。原材料費など18,880千円を計上いたしました。

228ページをお願いいたします。

1款1項3目。浄化センター費は106,304千円の計上でございます。内容は、11節。需用費は浄化センターや中継ポンプ場等の光熱水費、燃料費などで、13節の委託料は浄化センターの管理業務費、そして、浄化センター周辺海域の水質調査費などでございます。

229ページをお願いいたします。

1 款 2 項 1 目．建設事業費は614,294千円を計上いたしました。主なものは、13節．委託料で設計業務費及び事業団委託費でございます。15節．工事請負費は、汚水幹線管渠や浜新町の汚水中継ポンプ場、乙丸雨水ポンプ場の電気設備を計画いたしております。

231ページをお願いいたします。

2 款 1 項 1 目．元金は、昭和61年度から平成14年度までの借り入れ分の償還のほか、公営企業金融公庫分や総務省の簡保資金の償還でございます。

2 目．利子は、昭和61年度から平成19年度まで借り入れ分の利子償還を予定しております。全体では、前年比6,614千円の減額となっておりますが、昭和61年度から平成13年度まで借りました借り入れ分が減少していく。借換債などで減少していくということでございます。

233ページから239ページのほうには、職員の給与関係を添付いたしております。

また、240ページから241ページ、ここには債務負担行為の調書を添付いたしております。

242ページ、地方債に関する調書を掲載いたしております。

以上で説明を終わります。御審議のほうをよろしくお願いいたします。

#### ○議長（橋爪 敏君）

次に、議案第6号について説明を求めます。福岡商工観光課長。

#### ○商工観光課長（福岡俊剛君）

議案第6号 平成20年度鹿島市谷田工場団地造成・分譲事業特別会計予算について説明を申し上げます。

予算書のほうの23ページをお開きください。

第1条第1項でございますけれども、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16,452千円といたすものでございます。

第2条は、一時借入金の範囲を10,000千円と定めております。

第3条は、歳出予算の流用の範囲を示すものでございます。

それでは、詳細につきましては事項別明細書で説明を申し上げます。

245ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目．不動産売払収入でございますが、平成20年度は16,427千円を計上いたしております。これは工場団地の売却を見込みまして、歳出予算に見合った額を計上いたしております。

次に、249ページをお開きください。

5 款 1 項 1 目．谷田工場団地使用料でございますが、これはシルバー人材センターのチップ加工場の使用料22千円を計上いたしております。

次に歳出でございますが、250ページをお願いいたします。

1 款 1 項 1 目．工業用地取得造成分譲費でございますが、除草作業委託や工場団地内道路

整備、排水工事等で14,288千円を計上いたしております。

次に、251ページをお開きください。

2款1項1目及び2目。元金及び利子の償還でございますが、元金2,130千円、利子31千円を計上いたしております。

地方債につきましては、平成20年度で返済が完了いたします。

以上で説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いいたします。

#### ○議長（橋爪 敏君）

次に、議案第7号から議案第9号までの3議案について説明を求めます。岩田保険健康課長。

#### ○保険健康課長（岩田輝寛君）

それでは、議案第7号 平成20年度鹿島市国民健康保険特別会計予算について御説明申し上げます。

予算書の26ページをお開き願いたいと思います。

第1条では、平成20年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ4,101,892千円と定めております。また、款項の区分ごとの金額は、次の27ページから32ページ、第1表に歳入歳出それぞれお示しをいたしております。

第2条では、債務負担行為について定めております。債務負担の内容は、33ページにお示しをいたしておりますが、事務機器等の賃借料でございまして、期間は平成21年度から25年度まで、限度額は327千円といたしております。

続きまして、第3条では一時借入金の限度額を4億円と定めております。

第4条では、歳出予算の流用範囲を定めております。

予算の内容につきまして、説明書のほうで御説明を申し上げます。

258ページをお開き願いたいと思います。

歳入について申し上げます。

1款1項の国民健康保険税は、1目、2目それぞれ一般被保険者、退職被保険者等の国民健康保険税で、医療給付費分と後期高齢者医療制度の開始に伴って、20年度から新たに賦課されることになりました後期高齢者支援金分並びに介護納付金分の現年課税分、滞納繰越分をそれぞれ計上いたしております。また、国保の世帯数は一般、退職で5,013世帯、それから、被保険者数で1万284人、介護保険関係では世帯数で2,765世帯、被保険者数3,716人で計上をいたしております。なお、後期高齢者支援金分の賦課対象者は、医療分の賦課対象者と同一でございます。

260ページの末尾の行が国民健康保険税の総額でございまして、958,852千円を計上いたしております。前年度と比べますと8,698千円の減というふうになっております。

261ページをごらんください。

2款1項1目の督促手数料は、前年度と同額の580千円を計上いたしております。

3款1項1目の療養給付費等負担金には、療養給付費、後期高齢者支援金、老人保健医療費拠出金、介護納付金等に係る国庫負担金828,374千円を計上いたしております。また、2目の高額医療費共同事業負担金には、この共同事業に係る国庫負担金16,968千円を計上いたしております。3目には、特定健診等負担金4,031千円を計上いたしております。

263ページをごらんいただきたいと思います。

2項1目の財政調整交付金には446,624千円を計上いたしております。

次に、4款1項1目の療養給付費交付金は退職被保険者の療養給付費等の経費から退職被保険者に係る保険税等の収入額を控除した額が支払基金から交付されるものでございまして、216,042千円を計上いたしております。

265ページをごらんください。

5款1項1目の前期高齢者交付金508,142千円は、各医療保険者の65歳から74歳の一般被保険者の割合が全国平均を上回る医療保険者に交付される交付金で、20年度から新たに導入された交付金でございます。

次に、6款1項の県負担金には、高額医療費共同事業負担金16,968千円と特定健診等負担金4,031千円を計上いたしております。

267ページをごらんください。

2項1目の財政調整交付金には、療養給付費等に係る1種交付金及び適正化事業、あるいは保健事業等に係る2種交付金の合計額216,001千円を計上いたしております。

次に、7款1項の共同事業交付金には、高額医療費共同事業交付金64,819千円と、保険財政共同安定化事業交付金474,128千円を計上いたしております。

269ページ及び270ページをごらんいただきたいと思います。

8款の財産収入及び9款1項1目の基金繰入金につきましては、費目存置でそれぞれ1千円を計上いたしております。

271ページをごらんください。

9款2項1目の一般会計繰入金には、国民健康保険財政支援対策や乳幼児医療費助成に対する繰入金332,101千円を計上いたしております。

次の10款1項の繰越金は、1目、2目とも費目存置でそれぞれ1千円を計上いたしております。

273ページをごらんください。

11款1項の延滞金・加算金及び過料は、前年度と同額の502千円を計上いたしております。

次の2項、預金利子も前年度と同額の50千円を計上いたしております。

275ページをごらんください。

3項、受託事業収入には、特定健診等の受託料9,284千円を計上いたしております。

また、4項. 雑入には、第三者納付金等4,391千円を計上いたしております。

次に、277ページから278ページをごらんいただきたいと思います。

歳出について御説明を申し上げます。

1款1項1目の一般管理費には、職員の人件費や電算処理等に要する経費113,012千円を、また、2目の連合会負担金には2,049千円を計上いたしております。

次の2項1目の運営協議会費は、協議会開催に伴う委員報酬でございます。

280ページをごらんください。

3項1目の賦課徴収費には、収納嘱託員報酬、それから事務経費等5,251千円を計上いたしております。

次の2款1項1目の一般被保険者療養給付費2,151,553千円で、前年度よりも40%の大きな伸びとなっておりますが、これは20年度からの退職者医療の制度改正により65歳から74歳のそれまでの退職医療の対象者であった被保険者が一般被保険者へ移行されることに伴うのが原因となっております。したがって、2目の退職者等療養給付費は197,751千円で、前年度比で38.3%の減というふうになっております。

3目の一般被保険者療養費及び4目の退職被保険者等療養費には、コルセットや柔道整復費を計上いたしております。

5目の審査支払手数料は10,871千円で、レセプトの審査件数によって算出した額を計上いたしております。

それから、282ページをごらんください。

2項の高額療養費には、一般、退職被保険者等の高額療養費と、高額介護合算療養費合わせて258,485千円を計上いたしております。この高額介護療養費というのは、平成20年度から新たにスタートする制度でございます。

次の3項の移送費は、一般、退職それぞれ10千円を計上いたしております。

284ページをごらんください。

4項の出産育児一時金は19,250千円で55名の出産数を見込んでおります。

次の5項. 葬祭費2,000千円を計上いたしておりますけれども、前年度と比較をいたしますと、大きな減額になっておりますが、20年度は75歳以上の方が後期高齢者医療へ移行されることに伴って、そのように減額になっております。

286ページをごらんください。

3款1項の後期高齢者支援金等は、支援金と事務費拠出金合わせて370,478千円を計上いたしております。これは後期高齢者医療へ支払基金を通じて、各医療保険者がその経費の一部を支援することになっておりますので、その支援金等でございます。

次の4款1項の前期高齢者納付金等は、前期高齢者費に係る医療費や事務費の拠出金135千円を計上いたしております。

288ページをごらんください。

5款1項の老人保健拠出金は、医療費及び事務費合わせまして108,035千円を計上いたしております。前年度と比べ84%の減となっておりますが、これはこれまでの老人保健医療制度から後期高齢者医療制度に移行することに伴うものでございます。

次の6款1項の介護納付金は、介護保険へ納付金として支払基金へ支払うもので201,665千円を計上いたしております。

290ページをごらんください。

7款1項の共同事業拠出金は、県内市町国保の運営基盤の安定と県単位での保険運営の推進を図ることを目的に国保連合会に拠出するもので、1目、2目、3目合わせて581,536千円を計上いたしております。

次の8款1項の特定健診等事業費には、20年度から始まります内臓脂肪症候群を起因とする糖尿病、脳卒中などの成人病、あるいは肥満を予防するための特定健診等に係る費用24,093千円を計上いたしております。なお、20年度の健診者数を2,100人程度と見込んでおります。

292ページをごらんください。

2項の保健事業費には、はり、きゅうや人間ドックに対する助成費等10,576千円を計上いたしております。

次の9款の基金積立金は費目存置でございます。

294ページをごらんください。

10款には一時借入金利子を、また、次の11款、諸支出金には保険税の過年度還付金、過年度療養給付等国庫負担金償還金等を計上いたしております。

296ページの12款には予備費10,000千円を計上いたしております。

それから、297ページから304ページの給与費明細書、また305ページの債務負担行為に係る調書につきましては説明を省略させていただきます。

続きまして、議案第8号 平成20年度鹿島市老人保健特別会計予算について御説明を申し上げます。

老人保健特別会計は、その基本法でございます老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められたことに伴い、移行期の会計として20年度から当分の間、存続することになっております関係で、予算額が前年度と比較いたしますと大きく減少をいたしておりますので、あらかじめ御了解をお願いいたします。

それでは、予算書の34ページをお開きください。

第1条では、平成20年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ507,010千円と定めております。また、款項の区分ごとの金額は次の35ページから37ページの第1表にそれぞれお示しをいたしております。

第2条では、歳出予算の流用について定めております。

予算の内容につきまして御説明を申し上げます。

308ページの予算説明書をお開き願いたいと思います。

歳入について申し上げます。

1款1項1目の医療費交付金257,971千円を計上いたしております。また、2目の審査支払手数料交付金2,156千円を計上いたしております。これは、レセプトの審査支払いに対する手数料に対する交付金でございます。

309ページをごらんください。

2款1項1目の医療費負担金は161,924千円を計上いたしておりますが、これは医療諸費の公費負担分の12分の4を国から交付されるものであります。

311ページをごらんください。

3款1項1目の県負担金は40,481千円で、これは医療諸費の公費負担分の12分の1を県から交付されるものであります。

次の4款1項1目の一般会計繰入金は42,472千円で、これは一般会計から医療諸費の公費負担分の12分の1と事務費の繰り入れを受けるものでございます。

313ページをごらんください。

5款・繰越金、6款・諸収入の延滞金及び加算金、それから315ページの預金利子は、費目存置の1千円をそれぞれ計上いたしております。

3項1目の第三者納付金は2,000千円、2目・返納金、次の3目・雑入は費目存置でそれぞれ1千円を計上いたしております。

続きまして、歳出について御説明を申し上げます。

317ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費には、共同電算処理手数料の委託料等1,988千円を計上いたしております。

318ページをごらんください。

2款1項1目の医療給付費は489,027千円を計上いたしております。

2目の医療費支給費は6,830千円で、コルセット及び標準負担額差額、柔道整復費であります。

3目の審査支払手数料は2,157千円で、支払基金と国保連合会へ払う手数料でございます。また、4目の高額医療費は7,000千円を計上いたしております。

次の3款1項1目の償還金、2目の還付金、それから次の320ページの2項1目の一般会計繰入金は費目存置でそれぞれ1千円を計上いたしております。

4款の予備費には5千円を計上いたしております。

続きまして、議案第9号 平成20年度鹿島市後期高齢者医療特別会計について御説明を申し上げます。

予算書は38ページでございます。

この予算は、高齢者の医療の確保に関する法律第49条の規定に基づきまして、平成20年度から新たに設置される会計でございます。

まず、第1条では、平成20年度の歳入歳出予算の総額をそれぞれ379,256千円と定めております。

また、款項の区分ごとの金額は、次の39ページから41ページの第1表にそれぞれお示しをいたしております。

予算の内容につきまして、説明書のほうで御説明を申し上げます。

324ページをお開き願いたいと思います。

歳入について申し上げます。

1款1項1目の特別徴収保険料は225,203千円を計上いたしております。また、2目の普通徴収保険料は34,442千円を計上いたしております。

325ページをごらんください。

2款1項1目の督促手数料は100千円を計上いたしております。

次の3款1項1目の事務費繰入金は33,169千円を、2目の保険基盤安定繰入金には86,328千円をそれぞれ計上いたしております。

327ページをごらんください。

3款2項1目の他会計繰入金、4款1項1目の繰越金にはそれぞれ費目存置の1千円を計上いたしております。

また、329ページから332ページには、5款. 諸収入として1項の延滞金、加算金及び過料には2千円を、2項の償還金及び還付加算金には6千円を、3項の預金利子には1千円を、4項の雑入には3千円を計上いたしております。

次に、歳出について御説明申し上げます。

333ページをごらんください。

1款1項1目の一般管理費には、職員の人件費等13,321千円を計上いたしております。

334ページをごらんください。

2項1目の徴収費には1,027千円を計上いたしております。

2目の滞納処分費には2千円を計上いたしております。

2款1項1目の後期高齢者医療広域連合納付金には、保険料等の納付金364,699千円を計上いたしております。

336ページをごらんください。

3款1項の償還金及び還付加算金には6千円、2項の繰出金には1千円を計上いたしております。

また、338ページの4款. 予備費には200千円を計上いたしております。



339ページ以降の給与費明細書の説明は省略をさせていただきます。

以上で、平成20年度の国民健康保険特別会計並びに老人保健特別会計、それから、後期高齢者医療特別会計の説明を終わります。よろしく御審議を賜りますようお願いをいたします。

**○議長（橋爪 敏君）**

次に、議案第10号についての説明を求めます。北御門総務課長。

**○総務課長（北御門敏則君）**

議案第10号 平成20年度鹿島市給与管理特別会計予算について御説明いたします。

予算書の42ページでございます。

平成20年度の人件費の総額は第1条に掲げておりますように、歳入歳出予算の総額を1,946,283千円といたすものでございます。

なお、予算書の最後346ページに給与費をそれぞれの会計ごとに計上いたしております。

以上で説明を終わります。よろしく御願いたします。

**○議長（橋爪 敏君）**

次に、議案第11号についての説明を求めます。藤家水道課長。

**○水道課長（藤家敏昭君）**

議案説明の前に訂正をお願いしたいと思います。

9ページをお開きください。

9ページの一番右側の下から1行目、2行目でございますが、手当の内訳の欄で特殊勤務手当の数字が「8」と「△8」となっておりますが、これ両方とも「0」に御訂正お願いしたいと思います。

それでは、議案第11号 平成20年度鹿島市水道事業会計予算について御説明を申し上げます。

1ページをお願いいたします。

平成20年度鹿島市水道事業会計予算、第2条 業務の予定量でございますが、給水戸数9,278戸、年間配水量は303万7,000トンで、1日平均配水量は8,321トンを見込んでおります。

第3条 収益的収入及び支出は、税込み額で第1款の事業収益569,748千円、これの主なものとしたしましては水道使用料、手数料、負担金等の収益でございます。そのほか、営業外収益につきましては、利息や他会計からの補助金などがございます。

支出の第1款、事業費は525,023千円。これは安全・安心な水道水を安定的に供給するための営業費用、それから、減価償却費、企業債の支払利息などの営業外費用でございます。

水道事業会計予定損益計算書は16ページから17ページに掲載しております。これごらんください。

17ページの下から3行目でございますけれども、収益的収支の消費税、消費税納付額等を

調整した総収益から事業費を控除した当年度の純利益は41,266千円を見込んでおります。

次に、2ページをごらんください。

資本的収入の第1款の予定額は481,129千円で、収入の主なものは、一般会計からの出資金や各種負担金、工事補償金及び建設事業費を借り入れるための企業債等で、繰り上げ償還のための372,200千円を含んでおりまして、前年比の351,895千円の増額となっております。

支出の第1款、資本的支出の予定額1,003,690千円は取水ポンプの取りかえ、それから電気計装設備、消火栓設置や配水管の布設がえ等の建設改良費と、先ほど申しました企業債の繰り上げ償還金等によるもので、前年比654,306千円の増額となっております。これらにつきましては、企業債の繰り上げ償還によるもので、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額522,561千円は、過年度分損益勘定留保資金95,888千円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額3,570千円。それから、当年度分の損益勘定留保資金202,406千円、減債積立金220,697千円で補てんをする予定でございます。

第5条 企業債は、建設改良事業に借り入れる企業債の限度額を442,200千円といたしております。

第6条 一時借入金は、限度額を2億円と定めております。

第7条は、予定支出の各項の経費の流用を定めるものでございます。

第8条 議会の議決を経なければ流用することのできない経費、職員給与費は60,019千円、交際費50千円でございます。

第9条 他会計からの補助金は、簡易水道事業に伴う一般会計からの補助金で7,096千円を計上いたしております。

第10条 たな卸資産は、水道メーター等の購入限度額を6,241千円と定めるものでございます。

4ページからは附属書類でございまして、説明を省略いたします。

26ページをごらんください。

会計予算明細について御説明いたします。

収益的収入につきましては税込み額でございます。

第1款1項、営業収益は557,340千円で、1目、給水収益は545,454千円。有収水量等の算定につきましては、平成18年から平成19年の実績をもとに算出したしております。前年より4,116千円の増となっております。2目、受託工事収益は1,400千円。3目、その他の営業収益は10,486千円で、これは開栓、それから、竣工検査等の手数料、それから、一般会計からの消火栓の維持補修費、下水道使用料徴収に対する負担金などでございます。

2項、営業外収益は12,407千円で、1目、受取利息及び配当金は2,000千円を計上いたしております。

次のページをお願いいたします。

2目. 他会計負担金は、中木庭ダムの管理費用と簡易水道事業の企業債償還金で7,096千円を一般会計より受け入れております。

3目. 雑収益は3,310千円、メーター評価益、それから電柱敷地料等でございます。

4目の消費税還付金及び第3項1目の固定資産売却益は費目存置でございます。

次に、第1款1項. 営業費用は357,614千円で、1目. 原水及び浄水費は55,539千円を計上いたしております。人件費のほかに水源地や配水池の管理に要する費用で、主に委託料、手数料、それから動力費でございます。

29ページをお願いします。

2目. 配水及び給水費は29,441千円、これは配水池から各家庭までの水道施設に要する費用で、主なものは人件費、それからメーターの取りかえ委託料、修繕費でございます。

31ページをお願いします。

3目. 受託工事費は収益と同額の1,400千円を計上いたしております。

4目. 総係費68,727千円は、一般的な事務的経費で、人件費のほか負担金、検針業務等の委託料、手数料、それから事務機器のリース料等でございます。

33ページをお願いします。

5目. 減価償却費は187,406千円。

6目. 資産減耗費は前年同額の15,100千円を計上いたしております。この減価償却費及び資産減耗費は、当年度分損益勘定留保資金として、資本的収支の不足額に補てんするものがございます。

7目. その他営業費用は費目存置でございます。

第2項. 営業外費用は166,409千円で、1目の企業債は146,987千円を計上いたしております。

2目. 雑支出は768千円、これは特定収入に係る控除対象外の消費税を計上いたしております。先ほどの1目は企業債と申しましたが、これは利息でございます。

3目の消費税は18,654千円で、これは借受消費税から仮払消費税を差し引いて、控除対象外消費税を加えた額でございます。消費税納付額を計上いたしております。

予備費は昨年同額の1,000千円を計上いたしております。

35ページをお願いします。

第1款. 資本的収入、第1項. 他会計出資金は1,586千円、これはダム負担金に係る一般会計からの出資金。

第2項. 他会計負担金31,170千円は、浜町伝建保存地区防災施設等事業、それから通常の消火栓設置の負担金でございます。

3項の工事負担金は費目存置、第4項. 工事補償金は前年同額の3,000千円を計上しております。

第5項. 固定資産売却収入は費目存置でございます。

第6項. 新設負担金は3,171千円。

第7項. 企業債は442,200千円で、配水設備事業等の分と繰り上げ償還に伴う借り上げ、借換債、これを計上いたしております。

次のページをお願いします。

資本的支出第1項. 建設改良費は140,246千円、1目. 事務費は20,890千円で主に人件費、事務費を計上いたしております。

2目. 施設費は30,594千円で、主なものとしては水源地の電気計装設備、それから取水ポンプの取りかえでございます。

3目. 改良費は81,170千円で、浜町伝建保存地区の消火栓設置等に31,170千円、配水管新設、それから布設がえに50,000千円を計上いたしております。

39ページをお願いします。

4目. 第6次拡張事業費は7,592千円、これは建設利息でございます。ほかは費目存置でございます。

第2項. 企業債償還金は858,444千円、これは繰り上げ償還のための665,018千円を含んでおります。

3項. 予備費は、前年と同様5,000千円を計上いたしております。

以上で説明を終わりますが、どうぞ御審議のほどよろしくをお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

午前中はこれにて休憩します。

午前11時55分 休憩

午後0時59分 再開

○議長（橋爪 敏君）

午前中に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

議案第4号から議案第11号までの8議案を一括して質疑に入りますが、本議案は、委員会付託が予定されておりますので、議案に直接関係する大綱質疑をお願いいたします。

また、質疑に際しては、議案名を言ってから発言されるよう、お願いいたします。

それでは、質疑に入ります。7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

7番徳村です。二、三質問をしたいと思っております。

まず、予算参考資料の42ページの学校教育の振興、施設整備というところで質問をしたいと思っておりますが、以前からも議案審議あるいは一般質問の中で、明倫小学校のオープン構造の教室について、いろんなことを申し上げてきたわけですけれども、先日、その学校から出されているお便りの中に、こういう文章がありました。ちょっと読んでみます。

授業参観時のときに、隣の音や声が大きく、先生の声が聞き取りにくいと。そしてこの件に関しましては、開校以来の問題であろうかと思えます。オープン構造の校舎ですので、音に関しては細心の注意を払う必要があります。壁をつけて、普通の学校のように箱型教室にするには、学校の努力だけではできません。先日、学力向上に関する校内研修で、現有する大型掲示板を小学校はこっち右側のほうが通路になっておりまして、そこがちょっとオープンになっておりまして、そのところに大型の掲示板を寄せて、そして中で話している先生方の声の中に反射しやすいようにするというのをされております。学級に2枚配置できない場合は1枚だけでも配置して、これまでの環境から若干狭くはなりますけれども、掲示板を置くことで、隣の学級の音が小さくなったり、そういった工夫をしていらっしゃるということが、ここの便りの中に載っています。そして、何よりその上にもまた文章が書いてありますけれども、市当局の予算面の措置がないと、これはできないということも書いてあります。

今まで私はこのオープン構造の教室についても、いろいろ質問してまいりましたけれども、今回こういった形でお便りの中に書いてあるのは初めてじゃないかなという気はいたしますけれども、その点について、教育長、改めてお考えをお聞きしたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

私、ちょっとそれは初めてお聞きしましたので、内容を見てみないとわからないわけですが、基本的には今のところ、ハード的なてこ入れといいますか、改造といいますか、そういうふうな考えはありません。以前にも議員、検証とかおっしゃったと思えますけれども、そこでもお答えをしたかと思えますが、確かに間仕切りがないので、そういう騒音といいますか、それは私も理解できます。中に入ると、比較的消音というのが効果がありますもんですから、学力の面、あるいは聞く態度の面、集中力の面、むしろよその学校よりも子供たちの変容というのが図られておることも含めまして、その建物を生かした教育効果が上がっているというふうな認識をしております。今のところ、そういうとらえ方をしております。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

こういうことが、こういったお便りに載っているということは、やはり何か学校側サイドもこうしてほしいという要望を、こういった形に直されたんじゃないかなという気が私はしているんですけども、今の教育長の答弁であれば、考えというか、スタンスが変わらないという状況であれば、この壁の問題というのは、なかなか解決できないような気もいたしますけれども、できれば今、この文書にもあったように、大型の掲示板を2枚配列できるとこ

ろはすると。ただ、1枚しか配列できないところについては、1枚ということでしたので、できれば大型の掲示板でも、もう1枚でもくっつけて、先生が話す声が教室の中できちんと聞こえるような、そういうふうな考えだけはひとつ持って、ちょっと小学校のこの対策のほうにも少しでもいいですから考えを置いていただきたいというふうに思いますけれども。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

教室の横に、いわゆるオープンスペースというのがありますね。あそこも教室と同じように活用しております。御存じのとおり、そこにたくさん掲示板等がありますね。今現在もおっしゃるような工夫というのは当然されておりますので、実態というのは、もう少し私も把握はいたしますが、そういうお考えがあるということを改めて私のほうからも伝えていきたいと思えます。ただ、北鹿島小学校も同じような状況ですし、それから私は何よりも子供たちが、例えば、この学校で学習をする上では、やっぱり隣の教室に迷惑をかけたらいかんぞというようなマナーあたりもきちんと育てているわけですね。そういう意味では、ここのこういうつくりを評価されている地区の方、保護者の方もいらっしゃることは事実で、議員のようなお考えの方もいらっしゃるということも受けとめておりますので、その辺を総合的にとらえながら、今あるものを最も最大限活用する形で、今後臨んでいきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

できるだけこの件に関しては、私も以前から取り組んでまいりましたけれども、まだまだやはり私もそうですけれども、こういった声が保護者の中から、私の周りには非常に多ございまして、この問題は、今から先もずっと追っかけて教育長にはお願いしますということをお願ひしていききたいと思えます。

そして、ここに当市の予算面の措置がないと厳しいということもありますけれども、市長はこういう問題に対してどういうお考えをお持ちなのか、御所見をお伺ひしたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

考え方について、私は教育行政に余り言えませんが、私はただいまの教育長の基本的なスタンスというのは支持をしておりますし、今の現状のままでこれを最大限に利用しながらやってほしいというふうに思っています。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

こういった声があるということも頭の片隅にでもいいですからできるだけ置いていただいて、これから取り組んでいただきたいというふうに思います。

次に、これも予算参考資料の49ページの公共下水道事業の部分でお尋ねをいたします。

平成22年に大字納富分地区の109ヘクタールの下水道の区域認可ということで、22年から供用開始ということになっておりますけれども、まず、ちょっとこれは抜きにして、例えば、新しく家を建てられる場合ですけれども、浄化槽の設置というのは、義務をされているのかどうか、お伺いします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの御質問にお答えをしたいと思います。

まず、法律上のことですけれども、水洗化をする場合は、浄化槽か公共下水道に接続をするというふうなうたっております。したがって、まず公共下水道の供用開始区域については、もう絶対接続をしなければならないという下水道法での条項になります。それ以外の地区という形になりますけれども、都市計画区域外、これは特に建築法では浄化槽をつけなければならないという条項はございません。ただ、鹿島市としては、地区外についてもこれは供用開始区域外、認可区域外という意味なんですけれども、については浄化槽を取りつけていただくように推進をしているということでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

では推進ということで、義務化ということではないということですね。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

地区外については、水洗化をしない。いわゆるし尿のため槽をつけてくみ取りする施設、これはよそに流さないという形ですから、これは建築法でオーケーという形になっています。ですから、私たち環境下水道課、市としては、そういうところもできれば浄化槽を進めていただきたいということをお願いをしたいと思います。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

今度から109ヘクタールが下水の認可区域というふうになったわけですがけれども、認可区域には合併浄化槽の補助は出ないんですよ。そうなりますと、例えば、今、22年からということですから、20年、19年、あるいはことしでもいいんですけれども、今、合併浄化槽をつくられた方というのは、1年、2年後に下水に接続をするという形になると思うんですけれども、それがやっぱり浄化槽も500千円、1,000千円やっぱりかかると思うんですよ。そういう場合に、やはり負担がかなり大きく生じてくると思うんですけれども、その点について何か。例えば、簡易水洗でよければ簡易水洗のほうが安いわけですから、そちらのほうを進めておいて、そしてその後に、下水道につないでくださいという約束を取ってするのか、それとも何も知らせない状態で浄化槽を500千円も1,000千円も高い金額をかけてつけさせて、そして2年後には下水につけてくださいというふうなことになるのか。市民にとっては非常に大きな負担になりますから、その辺で、何かいい方法というんですか、余り負担が生じない方法というのがあれば教えていただきたいんですけれども。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

このトイレの取り扱いについて言いますと、新しい家と言いますと、建築基準法という中で取り扱いがされていきます。そういう中で、先ほど言われるように、ここ数年で二、三年で公共下水道が行くというのがはっきりしているようなところに新しく建てられる場合、こういうときに、今、都市建設のほうで受け付けをされておりますけれども、そのときの基準法の中での書類ということになりますけれども、それについては、今、簡易水洗トイレというのは、環境下水道課としては余り進めておりません。なぜならば、浄化槽を進めているということですね。ただ、簡易水洗も最近では室内の機材については、公共下水道あるいは浄化槽につなげるだけの品物が今できているということで、そこらを明確にさせていただいて、公共下水道が来た場合は、それをつなぐという前提のもとに、お話をいただければと思います。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

7番徳村博紀君。

○7番（徳村博紀君）

大綱質疑でございますから、これ以上、中に入った質問はしませんけれども、できるだけ市民の方々にわかりやすいように、特に今、109ヘクタールで認可区域に入った地区の方は、この下水道がどういうふうになるのかとか、あるいは自分たちが今どういうふうな状況でそれに対応したらいいのかという、いろんなことを考えていらっしゃる部分がありますので、ぜひ認可区域に入られた109ヘクタールの大字納富分地区の皆さんが、よりよい方向でこの



下水道をきちんとやっていけるように、市報でもいいですけども、そういったことがあれば、ぜひお知らせをいただいて、よい方向でやっていただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。8番福井正君。

○8番（福井 正君）

8番福井でございます。1点だけお尋ねいたします。

けさの佐賀新聞によりますと、いわゆる国会の予算審議の場合が、要するに年度内成立がひよっとしたらできないかもわからないという報道があっておりました。そうになりましたときに、鹿島市も今予算審議をやっているわけでございますけれども、鹿島市予算全体に与える影響がどういうものなのかなということ。まず、国の予算が成立しなくて、多分4月には成立すると思いますけれども、その場合の鹿島市に与える影響がどれくらいなのかなということで、唐島総務部長、ぜひ答弁をお願いいたします。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

もう御質問はないものと思っております、ゆったり構えておりましたけれども、無理やり引っ張り出されましたので、お答えをいたします。

予算全体への国の予算の影響ですが、一応、先ほども財政課長がお答えをいたしましたように、地方には地方財政計画というものを総務省がつくっております。それはもちろん国の予算が通ることを前提とした地方財政計画ですが、一応その案が示されておりますので、その案に基づいて、我々他の各自治体は予算措置をしていくことになろうかと思っております。

それと、もう1つ、これは議員も御承知のとおり、衆議院には優越権がありまして、参議院で仮に否決をされましても、衆議院のほうに回付をされて自動的に成立をするというようなこととなります。それで、もし鹿島市への影響が大きいものがあるとすれば、それは必要な時期に補正をするというようなことになっていこうかと思っております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

当然、国の予算全体という面でいきますと、そういうことになってくると思います。例えば、所得税に関しては歳入はすぐ始まるわけですから。ただ、きのうも補正予算の審議であってましたように、例えば、ガソリンの暫定税率の問題がございまして。暫定税率25円10銭の分が、一定例えば、これが成立しなかったと。例えば、野党の反対で、この分がずっとた

なざらしになってしまうというような状況も当然考えられると思うんですね。そうなったときに、きのうの答弁では、約80,000千円近く鹿島市の暫定税率の分の税額があるということをお伺いしましたが、これがどうなるかわかりません、まだこれからのことですからね。わからないけど、もしもこの分が鹿島市に來なかつた場合の影響と、このときのいわゆる予算、これも補正予算という形の編成になるかわかりませんが、どういう影響があるかなど。まずは、このガソリン税の暫定税率の分についてお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

道路特定財源についてのお尋ねでございますが、これは先日、財政課長が答えましたように、議員もおっしゃいますように、今、約85,000千円から80,000千円程度というような見込みがあるようです。それで、これが仮に民主党の主張が通りまして、暫定税率が廃止された場合、鹿島市への影響の分をどうするかということにつきましては、これは鹿島市の予算ですけれども、予算を編成されると同時に、歳入につきましては予算額の確保、それから歳出につきましては、できるだけ削減という方向に全部の課が走り出します。そういったことで、もし歳入の確保ができなくなれば、原則的には歳出を縮められるところは歳出を縮めていくというようなこととなります。それで、どうしても縮めることができないというようなことになれば、ほかの財源措置はないか、例えば起債をできるものがないか。それができなくなれば、財政調整基金とか基金を取り崩すというようなことになろうかと思ひます。できるだけ節減をして、そして基金の取り崩しには手をつけないというようなことを常に頭に置きながら、財政の運営をしております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

基金を取り崩すという話もございますけれども、例えば、基金を取り崩す場合、今回も2億何千万円かの基金から一応繰り入れてありますよね。だから、予算措置がなつた場合は、それは当然基金に戻すという形をとつてあると思ひますけれども、現実にその分が基金が減ってくるという計算にもなってくるのではないかなと思ひますけれども、そこら辺どうなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

ただいま申し上げましたように、できるだけ基金の分は取り崩さないで、何らかの財源の

措置ができないか、もしくは歳出の削減ができないか。こういったことで対応しております。できるだけ取り崩さないというようなことで、現在まで基金は若干利息の分だけぐらいでございますけれども、減っていないというような状況は、そういった努力があるからだというふうにおとらえいただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

そのことはわかりました。そしたら、もうちょっと具体的に聞きますと、例えば、これは道路特定財源ですから、いわゆる道路建設に影響が当然出てくる。今、207号バイパスの、いわゆる百貫橋の部分の工事が今ありますですね。だから、いわゆる国道ですから、県と国の事業ですけれども、あと鹿島の市道も単独事業でもやっておられますね。これもなくなったという前提の話ですから、まだ確定したわけじゃありませんけれども、具体的にこの建設のほうにどういう影響が出てくるのか。できるだけほかの予算を削減するとか、予算をどこからか確保するという話でございますけれども、もしこれが例えば年間80,000千円丸々来なくなったという仮定をした場合に、どうなっていくのかなということについて、どうなんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

鹿島市への影響額が、大体80,000千円から85,000千円ということは申し上げました。それで、私が財政課長だった当時、四、五年ぐらい前になりますが、このときは、この道路特定財源から補助金として、いわゆる特定財源に充てるべきものという形のものでございました。今、現財政課長の話聞いていますと、ほとんどが一般財源のようでございますから、単純に一般財源が85,000千円から80,000千円減るということでお考えをいただきたいと思えます。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

最後にしますけれども、ということは、いわゆる鹿島市の道路特定に使うということじゃなくて、一般財源のほうに入ってくるから、道路だけの影響じゃなくて、ほかのにも影響が出てくるというふうにとらえていいということですか。

○議長（橋爪 敏君）

唐島総務部長。

○総務部長（唐島 稔君）

福井議員がおっしゃるとおりです。道路だけではなくて、ほかの部門の事業、これを

80,000千円から85,000千円削減と言ったらおかしいですけども、削減するか、もしくは財源の手当てをするというような状況になってくるかと思います。

○議長（橋爪 敏君）

8番福井正君。

○8番（福井 正君）

どうもありがとうございました。唐島部長の顔ももう間もなく見られなくなるなど思っ、あえて質問させていただきました。どうもありがとうございました。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

2点だけ、ちょっとお尋ねをいたしたいと思います。

農林水産業費、それから商工費のことです。

まず予算書52ページのほうに、予算、農林水産業費と商工費のほうに書いてありますが、全体の中の占める率、農林水産業費が5.8%、それから商工費のほうが2.1%ということの頭の中に置きながら質問したいと思います。

この一般の参考資料の34ページ、農林水産業の振興事業ということの中に、水産業振興の金融預託事業、佐賀県の信漁連の預託金30,000千円、それとその次のページの商工観光のほうのページの1、2番の労働者金融対策、これに45,100千円、それから中小企業金融対策に143,940千円預け入れをされております。先ほど申しました水産業振興事業の佐賀県信漁連のほうには30,000千円の預託金が行われておりますが、これは本来、融資をすることによって円滑に各産業の融資制度を進める目的のために預け入れをされていると思いますが、現在のその利用状況等がわかれば、まずお教えを願いたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

水産業振興費の中で、貸付金30,000千円についてのお尋ねであります。これの利用状況ということですので、申し上げます。平成18年度に47件で融資額が62,180千円となっております。19年度におきましては、12月までの額でございますけれども、融資件数53件、金額62,800千円となっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

商工関係の、まず市内の金融機関に預けた分でございますけれども、預託金が120,000千円でございます。平成18年度末でございますけれども、これの貸付残高が169件で321,921千円、それから商工中金佐賀支店のほうへの預託金が20,000千円ございまして、これの18年度末の貸付残高が16件で2,983,000千円でございます。

それから、労働関係でございますけれども、これは労金のほうへ預託をしているのでございます。勤労者福利厚生資金が10,000千円預託をしております、これの実績が10件の5,609千円、もう1つが住宅教育生活向上資金でございますけれども、預託金が35,000千円、これらの実績は481件で2,416,697千円というふうな状況でございます。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今の答弁で申されますと、結局この預け入れ金、貸付金をしたことによって、商工あるいは水産業のほうで貸し付けが潤沢に行われていたというふうな受けとめてよろしいのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

平石農林水産課長。

○農林水産課長（平石和弘君）

お答えをいたします。

今、農林水産業費の預託金30,000千円につきましては、鹿島市が佐賀県信用漁業協同組合連合会、信漁連に対しまして、漁業の振興資金として30,000千円を預託しております。覚書を取り交わしをいたしております、融資枠として、預託金の2倍に相当する額以上を鹿島市内漁業者の事業資金として融資をするものとするということになっております。先ほど融資の状況ということでお答えしましたですけれども、18年度につきましては、62,180千円が全体の額であります。したがって、倍以上となっております。また、これも19年度につきましては、第3・四半期までで62,800千円となっておりますので、潤沢な融資ということは、全体の運用で、ほかにも資金があるかもわかりませんので、的を射ないかもわかりませんが、この預託の事業についての考え方は以上で整理をいたしております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えいたします。

商工部門でございますけれども、市内の金融機関に120,000千円を預託いたしておりますけれども、一応3倍協調をお願いしているところでございまして、18年度は321,000千円と

いう、若干下回っておりますけれども、今年の2月ぐらいの実績を見てみますと、168件の378,000千円というような状況ございますから、おおむね3倍の協調をしていただいて、十分に利用していただいていると思っております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

今のお答えのように、十分な活用ができていますということでございますが、このお金は、例えば水産業にすれば、30,000千円預託をします。その運用によって事業者がお金の借入れをしたりする、そういう運用をするということでございますが、年度末が終われば、その30,000千円は市のほうにまた返ってくるお金。結局、事業等で使われるお金と違って、運用をするお金になると私は思います。そういうことで、水産業に言えば、全体で水産業振興費、それから漁港管理費で大体55,000千円ぐらいの予算をつけてもらっておりますが、そのうちの30,000千円ということは、約半分以上がこの預託金であるということで、市民一般からとらえれば、水産業の振興費に55,000千円使ってもらっていると、いろんな事業に使ってもらっているというとらえ方をしている中で、この30,000千円はずっと運用で残っていくお金。実際は、その残りの分がいろんな事業の、例えば、漁港の管理費とか、いろんな制度でつくられるものに使われていくということになります。この農業の場合は、この預託金制度がない。そういう中で運用されているということで、一般的に市民の方から見れば、漁業振興に55,000千円も使ってもらいよるばんという中で、事業がなかなかいろいろありよらんたいえというようなとらえ方もされておりますので、そこら辺のもう少し説明ができればなと私は思うんですが、どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今年度はおっしゃるような中身になっているかと思えます。私もちょっとよく中身までは精査しておりませんが、ただ、漁業振興については、例えば、協業化をしたいということで、全面的に受け入れて、これは多くの予算を取りつけますし、あるいは乾燥施設とか、あるいは浜漁港の整備とか、そういうものが出てきた場合には、全額つけてやっております。したがって、ちょっと今、たまたまと言ったら語弊がありますが、やっぱり投資事業というのはそういうものなんですね。ずっと仕事がそれだけあるということじゃなくて、この事業をやるために、その年は予算がぼんと膨れ上がる。偶然今度重なっております、何もなしときは引っ込むと。だから、数年単位で最低見ていただければと思うんですけどね。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

**○2番（松尾勝利君）**

今、市長の言われたことは十分わかりますし、今までもいろいろな事業をやってもらっていたことを本当に感謝申し上げます。ただ、私が申し上げたいのは、その預託金という制度があるところとないところがあるということで、市民の皆さんが、例えば、水産業にはこれだけのお金を投資していろんなことに使っているという受けとめ方がさまざまですので、そのことも市民にわかってもらいたいということでお尋ねをしました。

それから、もう1点ですが、いろんな課のほうで委託業務が今行われております。その委託業務の資料として、私おいただきましたんですが、前年度の予算と今年度の予算、かなり同一の予算で執行されているものがあります。結局、委託料の適正といいですか、これでよかったんだということで、次年度も同額にされていると思うんですが、そこら辺の算定というか、どういうふうに各所轄で行われているんでしょうかと思ひまして、お答えをお願いいたします。

**○議長（橋爪 敏君）**

打上財政課長。

**○財政課長（打上俊雄君）**

松尾議員の御質問にお答えいたします。

一応、予算の査定、財政課で行っておりますので、基本的な考え方ですね。まず、委託料ですが、経常的な経費の物件費という部類に入ります。これは数年前、毎年5%カット、3%カットがずっと続けてきたわけですね。ようやく平成18年度の予算編成ぐらいから、これ以上はもう1%のカットもできないということで、前年度の契約額が上限ということになっています。現在、委託料がほとんど前年度と同額というのは、もうぎりぎりのところまで切り詰めて、これ以上削減はできないというところまでかなり絞っております。そういった関係で、伸びもしなければ減りもしない。ぎりぎりのところをお願いしているという、そういう状況でございます。

**○議長（橋爪 敏君）**

2番松尾勝利君。

**○2番（松尾勝利君）**

それでは、前半の一般質問でもいたしました。この指定管理の委託料についても同様な考え方でよろしいのでしょうか。

**○議長（橋爪 敏君）**

打上財政課長。

**○財政課長（打上俊雄君）**

指定管理者の委託料につきましても、原則前年並みが上限でございます。現在のところ、指定管理者につきましても、例えば、委託料を払います、努力してお金が残ったと。その分

で翌年度委託料は減らすということはやっておりません。これは受託先の努力ということで、一応その部分が残る。ただ、ずっとそういったことが続けるかと。これは今からの検討課題でございます、指定管理者等の決算状況を見ながら、また随時検討をやっていかなければならない課題と思っております。

○議長（橋爪 敏君）

2番松尾勝利君。

○2番（松尾勝利君）

最後になりますが、先般の一般質問の中でも申し上げましたが、やはり他の市町村では、この指定管理者制度に対して、第三者の機関を設けて、本当に適切に運用されているかというようなことも検討をされておりますので、今回はそういうふうなことで、ぎりぎりのところをお願いをしているということでございますので、今後そういうことも検討に入れながら、ぜひ対応していただきたいというふうに思います。

終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。1番松田義太君。

○1番（松田義太君）

新年度予算につきまして、大きく2点、お尋ねをいたします。

まず1点ですけれども、予算の参考資料の1ページの一般会計予算の概要という形の欄で、最後に堅実型の予算となっているという形で載っております。恐らく今までは緊縮型という形であったのが、堅実型という形になりまして、投資的経費を見ましても、昨年度の当初予算よりも220,000千円ぐらいの増になっておりますので、これは市長がよくおっしゃっていましたが、投資的経費を将来的に約10億円確保していきたいと、一般財源で約4億円を確保したいという形で、よくおっしゃっていますけれども、若干、財政が厳しい中でも、投資をやっていこうという状況になっているのか、まず1点お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

来年度予算の説明の中で、財政課長のほうから、現在の財政状況というものもかいつまんで説明をいたしました。その中で、この鹿島市の財政状況の推移をはかる一つのメジャーとしてとらえていいと思いますのは、やはり起債残高ですね。これともう1つ、基金残高ですね。例えば、ここ10年で言いますと、基金残高も二十七、八億円から30億円、この間で決して鹿島市の場合は基金も減らしておりませんし、またいわゆる起債残高もピークで138億円が臨時財政対策債除きますと、71億円ぐらいになる、半減している。これは借金を減らさない、その分投資に回せたんですね。そういうことになります。ただ、借金を減らしなが



ら、投資額も先ほど申しましたような一般財源ベースで4億円、事業費ベースで8億円から10億円、あるいは十数億円ぐらいの投資は確保をしながら、この財政改革をやるということですので、非常に困難をきわめた、ここ数年の財政運営の歩みでした。しかし、予算編成のときも、職員全員がもうよくそのあたりの全体的な鹿島市の置かれている状況、あるいは鹿島市の今目標に置いている財政の指標、こういうものをよく理解をしてくれて、協力をしてもらって、おかげさんで今現在に至っております。したがって、起債残高が71億円、予算規模が110億円、これぐらいのベースで71億円というのが、依然としてまだ借金が多か低かかと、こういう判断がひとつあるんですね。この前申し上げましたが、人口1人当たりの借金の金額というのは、佐賀県内の市町では玄海町に続いて、うちが2番目に低いと。こういう数値を参考にまず頭に置かなければいけないということ。

それから、実はこの借金、いわゆる起債に対する交付税算入率ですね、これがうちが今六十数%ですね。これは実は県内の市町の中では、小城市に次いで交付税の算入率というのは高いんです。つまり、良質のいい借金をしているということですね。

こういうこともあわせて考えますと、そろそろ71億円まで実質借金減ったけん、もう今、大体借金を払って、また借りてと。その差額が7億円から8億円ずつ減らしていきよるわけですね。もうそろそろようなかかというぎ、七、八億円は投資に回せるんです。そうしますと、七、八億円ということは、15億円から20億円のいろんな事業ができるということになります。ただし、やはり財政指標としては、数年おくれてしか出ませんので、やっぱり自信持って鹿島市の財政は再建できたというには、あと一、二年、そしてもう二、三年かかって財政指標がきれいなものが出てくるんですね。だから、今回の財政基盤強化計画の5カ年でという計画を今実行しておりますが、大まかここは71億円に借金は減っておりますが、あと二、三年このペースでいこうと。そして来るべき投資に備える、あるいは、例えば、医療費の問題、福祉の問題、こういうものにも恐らく他市よりか鹿島市は十分対応するだけの財政力というのは、今つきつつありますから、そういうものに備えたい。したがって、この財政基盤強化計画の5カ年、満期までこのペースでいきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

少しでも投資というのは、まちが活性化するためには必要になってくると思いますので、やらなければならない投資というのは必ずやっていかなければならないと思います。その中で、今回の予算にもついておりますけれども、能古見小学校、鹿島小学校、東部中学校と、耐震構造についての大規模工事とかついておりますけれども、この耐震構造の調査というのは、市内の中学校、小学校はすべて完了しているのでしょうか、お尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

松田議員の御質問にお答えいたしたいと思います。

全国的な文部科学省、国の大きな方針でございますが、小学校、中学校のこういう校舎、体育館につきましては、次世代を担う子供たちが日ごろ生活する場所と同時に、いざ災害の折には、災害時避難場所といったこともございますので、とにかく小・中学校の校舎については、耐震の診断を早目にやりなさいという指示がございました。そういう中で、鹿島市におきましても、19年度ですべての校舎の耐震診断を終えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

すべての調査が終わっているということであれば、今後、早目にしていかなければならない順番というか、計画というのをつくっていかなければならないと思います。投資的経費の中でも、本年度の予算についても、能古見小学校の経費というのは非常に大きなウエートを占めておまして、今後も耐震構造の学校の改築というのがウエートを占めてくると思いますけれども、そういう意味で、19年度ですべて調査が終わって、今後どのような形で取り組んでいくのか、お尋ねいたします。

○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

○教育次長（藤田洋一郎君）

市内には、まだ公共施設がたくさんございますが、まず先行いたしまして、先ほど申しましたように、小・中学校をまず仮の耐震診断を行ったという状況でございます。その中で、やはり耐震補強をしなければならないという箇所は出てきております。その中で、これは全国的にそういうことでございます。昭和56年建築基準法以前に建てられた建物については、もうほとんどすべてが耐震、今の性能はないというのが断定できると思いますけれども、その中でも程度、ものがあると思います。そういうことで、文部科学省は、去年の7月に方針を出しております。その方針に基づきますと、平成20年度から5カ年で耐震構造力、I S 値と申しますけれども、その数値が0.3未満のものにつきましては、この5カ年の中で早急に耐震補強工事をやりなさいという指針が出されているということでございます。

鹿島の場合は、今、校舎でいきますと1棟、それから体育館が1棟、それから武道場が1棟ということで、この3棟が0.3未満という該当をしております。そういうことで、鹿島市といたしましては、今先ほど議員おっしゃいましたように、まずは東部中の武道場を20年度の予算で補強工事を大至急やりたいと考えています。それから、もう1つの校舎につきまし

ては、また今後、20年度に実施計画をお願いいたしまして、21年以降に改築計画というような運びと考えております。

もう1つの体育館につきましては、これはI S値としては、0.3未満でありますけれども、もう1つ、コンクリートの強度としては相当強い強度でありますので、このあたりについては、もう少し時間をかけて、25年の終わりあたりでもいいのかなというようなことで考えているところであります。ただ、それにつきましても、全体的には相当の予算がいきます。そういうことで、実施計画の中で、全体の事業のバランスという問題ありましようし、学校としては、教育委員会としては、優先順位はそういうふうに思っておりますけれども、全体的な市の事業費の中で予算確保ということをお願い申し上げていきたいと考えております。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

1番松田義太君。

**○1番（松田義太君）**

それでは、もう1点お尋ねをいたします。

予算書の54ページから56ページの徴収率についてお尋ねをしたいと思います。

地方交付税が最初の財政課長のほうから説明がありましたけれども、交付税のほうも底が見えてきたのではないかという話がありましたが、自主財源の確保ということで、市税収入が最も重要であると思います。今定例会の一般質問でも、松尾勝利議員の質問にもありましたけれども、その中で課長のほうから差し押さえ動産のインターネット、また預貯金、生命保険等の差し押さえの実施、また、滞納処分に力を入れていくという答弁がありました。また、昨年12月の補正では、タイヤロックを購入されまして、少しでも努めていきたいと話をされていましたが、そうした中で、新年度の予算を見ますと、市民税、固定資産税、軽自動車税すべての徴収率が昨年と全く同じになっております。そこでお尋ねをしますけれども、徴収率の設定はどのように行われているのでしょうか。

**○議長（橋爪 敏君）**

武藤税務課長。

**○税務課長（武藤竹美君）**

松田議員の質問にお答えをいたします。

徴収率の設定はというふうな形の質問だったと思います。この徴収率の設定につきましては、過去の実績を見ながら、それから今現在の徴収状況を見ながら推計いたしまして、大体来年度これくらいはいけるだろうというふうな見込みを立ててつくっております。あくまでも過去の実績を見ないとできないと。それから、ことし19年度の徴収状況を見ないとできない。特にことしの場合には税率がアップしておりますので、税負担が重くなっているという住民の方の考えもあられますので、なかなか進んでいかないという部分がありますけど、特に

設定した率を超えるようにという形の努力をしていかにやらんというふうに思っておりますので、そういうことをすべて含めながら、一応これくらいという形での設定をいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

滞納につきまして、現年分だけの差し押さえはされないと思いますけれども、課長のほうから滞納処分を強化するというので答弁がありました。滞納の繰越分について、前年度より幾らかでも目標値を掲げることが必要ではないかなと思うんですけども、特に固定資産税の徴収率は6%という形で書かれていますけれども、これはどのような。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

過年度分の滞納につきましては、大体過年度分の件数を見ますと、生活困窮者が1,507件、それから事業不振が518件ということで、総件数の2,346件のうち、2,000件ぐらいが生活困窮、事業不振というふうな形になっております。この過年度分の滞納者は、どうしても現年の税金もございます。したがって、私たち徴収を預かる者としては、とにかく現年分、この分を来年度に繰り越さないということで、まず現年度入れると。それで余裕があれば過年度分もという形になりますので、なかなか過年度分、即というふうな形での徴収率が上がらないという部分ございますので、今までやってきた実績に基づいて設定しておるということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

もう1点お尋ねをいたします。

法人市民税についてのお尋ねですけれども、滞納繰越分が2,600千円という形で上がっておりますけれども、これは件数、また原因というのを教えていただければと思いますけれども。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

先ほども申し上げましたとおり、事業不振という部分がございますので、大体100%とい

う形で入ってくるんですけど、どうしても最終的にはできなかったという形がありますので、若干100%という形の徴収率は組めないということで組んでおります。

○議長（橋爪 敏君）

1 番松田義太君。

○1 番（松田義太君）

最後に1点の質問をしたいと思います。

最初の質問で、非常に財政的に厳しい状況下で、市民の方々にも御苦勞を重ねて財政のほうを持ち直してきたということで、今後、あと一、二年辛抱して、何とか投資をしていきたいということでお話があったと思います。特に今から計画的にやっていかなければならない、またすぐにでもやっていかなければならない部分というのがあると思いますけれども、これは財政課長にお尋ねをしたいんですが、市債残高が今71億円という形で推移をできております。一般的な市の状況を考えたときに、市長もおっしゃっていましたが、どこまで市債を下げていくのか。どこをどの時点で投資をやっていくのかというところが、多分判断というのは非常に難しいと思うんですけども、ただ非常に鹿島市というのは、今後いろいろな面で投資をしていかなければならないときでありますので、目標ではありませんが、このくらいというのがもし経験上あられましたら、最後の質問としてお尋ねをしたいと思いません。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

非常に難しい質問でございますが、財政担当としては、一般会計の予算規模ぐらいが大体どこでもそのくらい一般会計、100億円だったら100億円ぐらいの起債、200億円だったら200億円の起債のところが健全なぐらいかなという感じがいたします。ただし、鹿島の場合は、下水道にも60億円、70億円という起債がございます。これは下水道が完全な独立採算になっておりませんので、毎年6億円の繰り出しをやって、下水道事業は一般会計で繰り出しをやって、絶対赤字が出ないような決算を打っています。そういった事情もございますので、連結を考えますと、今は200億円を超える起債があるわけですね。そういったことを考えますと、やっぱり下水道がもう少し独立採算を維持できるふうになって、少なくとも6億円が上限で、これ以上、一般会計からの支援が必要じゃないという、そういった確約がとれることがまず1点。

それと、今、起債残高は急激に減っていますが、公債費、償還金は減っていないわけですね。これはやっぱり一時期に多額の投資をやったというのがありまして、今、仮に全く起債をやらなくても、臨財債含めて起債をゼロにしても、今から向こう5年間ぐらいは10億円から12億円の償還がまだ続くわけでございますので、なかなか一般財源として確保が難しいと

いう側面がございますので、ここを早く公債費ですね、今15億円レベルですけれども、ここをやっぱり10億円レベルになって、実質公債費比率も18%未満になる、そこらあたりが新たな反転攻勢をかける時期ではないかなど。これは私の感覚的なものですけどですね。その辺をやっぱり見きわめながらやっていく必要があるかとは個人的には思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

9番水頭でございます。2点だけ伺いたします。

まず第1点ですけども、参考資料の16ページの、ちょっとわからなかったもので質問いたします。この総務課の所掌の新規の顧問弁護士委託事業ということで、ここに新規で掲げられていますけれども、従来は、弁護士さんは、法律相談とかいろいろな面で鹿島市の中でも専門的に弁護士さんをしていただいて、いろいろと市民の皆さんに配慮されて、市民の皆さんも喜ばれていると思います。ここで、これは別口でまた新規で弁護士さんの委託事業を始められるわけですか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

これまでは今議員御指摘のように、市民法律無料相談ということで、昨年10月までは月1回、11月からは月2回、無料相談を市民向けにしておりましたけれども、これまでは正式には市の顧問弁護士というのはいらっしゃいませんでしたので、今回新たに市と契約を結んで、市の法律相談業務を顧問弁護士として新たにお問い合わせということになります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

今の説明では、市に専門にですね。今までの事業が、今、市民の皆さんにいろいろサービスされて、そういう面も含めていろいろ事業を新規で行われるという、今までの事業も含めて継続してされるということで理解してよかですかね。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

今まで行っていた市民向けの無料法律相談については、これからも実施をいたします。そして、これまで正式に市がいろいろと御相談申し上げたりしておりましたけれども、正式に

は市とは契約をいたしておらず、市民向けの法律相談の日に市が随時相談をしたりしておりましたので、ことしから、今回新たに市と正式に契約をしていただき、顧問弁護士としてお願いするということになります。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

はい、わかりました。

では、次に移ります。もう1点ですけれども、この予算書の228ページ、公共下水道管理費のことでお伺いいたします。

この中に13節、委託料として81,706千円掲げられていますけれども、この内訳をお聞きいたします。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後2時12分 休憩

午後2時22分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

当局の答弁を求めます。亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

どうも失礼をいたしました。お答えをいたしたいと思います。

この委託料には、全体で13件ございます。その中で大きい分で2カ所予算書のほうには上げておりましたけれども、浄化センター、クリーンセンターの管理業務ですけれども、これが64,000千円程度です。それから、もう1つ書いてある中で、放流水の水質分析業務委託、これが1,400千円程度でございます。そのほかに11件ございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

どうもありがとうございました。それで、今、浄化センターの管理委託料が大体64,000千円近くぐらいと理解していいですかね。それで、僕は何でこれを取り上げたかというのは、やっぱり一般質問でいろいろとお聞きしたもので、これでいろいろこの前はちょっと失言で民営化とかなんとか言ったんですけれども、民営化じゃないわけですよ。要するにどれだけ、なるだけやっぱり鹿島市で業者の方にいろいろと配慮して、また結局、少しでも安くできるのであれば、そういうことも検討していく余地があるんじゃないかと思って、今回ま

た再度質問させていただきましたけれども。

そこで、この前、質問をいたしましたときに、合特法に基づいて、伊万里市では、要するに金額的にはこの前言いましてけれども、再度ここで言いますけれども、伊万里市の場合には113,000千円、年間の処理量が300万トン。これはこの前申し上げました。そして鹿島市の場合が、今言われた大体64,000千円ぐらいで、年間に60万トン。これを計算した場合に、大体3倍近くぐらいかかっているわけですよ。だから、少しでもこれが財政事情厳しい中、幾らかでもできたら、こういうふうにということで、合特法についてどういう認識を持っておられるのか、まずお聞きいたします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

ただいまの質問は、合特法に関連して委託業務ができないかというようなお話じゃないかと思えます。平成6年から供用開始を行っておりますけれども、その時点でも、この合特法での管理業務を鹿島のし尿組合のほうからお願いがございました。ただ、鹿島の施設について、資格の問題、それから安全管理運転の問題、そういうことで鹿島市のほうは随契をしてこの委託をいたしております。金額的には平成12年、13年をピークに、16年、17年は若干下がってきておりますけれども、私が参りまして2年目になりますけれども、昨年12月に全部中身を点検させていただいて、内容の精査をいたしております。そういうことで、平成19年は68,600千円程度の委託をいたしておりますけれども、先ほど私がお答えしました金額では、64,000千円程度で御案内したと思えます。約3,000千円ぐらいを落として精査いたしております。

ただ、これを前の一般質問のときにもお話をしたと思えますけれども、今現在やっている浄化センターの管理業務の中では、鹿島市の在住の方も7名おられますので、そういうことも含んで随契をいたしているという状況でございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

わかりました。これが若干の差ぐらいやったら、かなりの3倍ぐらいの差が出てくるもので、これで一応心の中で何かやっぱり考える道がないかと思って、ちょっともう一回お尋ねさせていただきました。何回でも言いますけれども、これが後で計算してみてください。トン当たり38円と114円という、こういうあれが出てくるわけですよ。だから、これまで計算してみてください。そして今出た資格とか安全管理で言われて、要するに随意契約でずっとやってきているということだけど、伊万里市でもこういうふうに使われるのに、やっ



ぱり地元の業者ではできないかということで、ちょっと疑問に感じますので、その点どうでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

先ほど言われますように、伊万里市さんと鹿島市でいきますと、処理料が約3倍近く違っております。そういうことで、立米当たりの単価というのは、鹿島市の場合は若干高くつく。その比較でいきますと、有収水量当たりの使用料なんですけれども、これでいきますと、伊万里市さんのほうが169円、鹿島のほうが141円、今現在は153円ぐらいになっておりますので、極端な違いはないような状況でございます。同じく入札をやっているところが唐津市、それから佐賀市のほうが入札をやっておられますけれども、こちらはやはり場長さんがそちらにおられて、そして市の職員が常駐して見ておられるという中で入札をされておりますけれども、鹿島の場合は、ほぼ全面的に業務をお願いしている関係がございます。そういうことで、なれた業者に随契をしているという状況です。ただ、伊万里のほうと鹿島のほうは、この処理の方式が若干違いますので、同等には考えられないというふうに考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

9番水頭喜弘君。

○9番（水頭喜弘君）

再度申し上げますけれども、資格とか安全管理ですね、こういう面で若干ちょっと厳しいんじゃないかと、そういうことを言われましたけれども、その点はいろいろと今後考えていただいて、やっぱりそういう面でも含めて検討をしていくべきじゃないかと思いましたので、再度立たせていただきました。状況はいろいろ厳しい中で、きのうの中西議員のあれじゃないですけれども、いろいろ業者が市内に税金あたりが落ちるといふ、そういうものは十分考えていくべき、これからじゃないかと思っておりますので、その点もこれからよく検討していただいて、その方向性でできるんやったら、できるようにやっていきたいことを要望して、終わりたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

質問を申し上げます。

今回の平成20年度の予算編成について、鹿島市長は、定住人口あるいは交流人口をふやすための制度や、あるいは身近な問題として、子育て支援事業その他、医療費の問題等について、重点的に今後取り組んでいくというお話もされました。また、第4次総合計画の見直し

を含めて、第5次総合計画への取り組みもしなきゃいかんだろうというようなこととお話しされたと思います。

その中で、当面の課題としてあるものが、やはり私は長崎本線のこの問題について、市長が今年度、いわゆる3月中に新幹線の着工認可がおりるまでは従来どおりの方式でいくと。その後は通常の形に戻るようなお話でございましたけれども、今回の20年度の予算についても、長崎本線の問題について予算がついておるようでございます。基本的にきのうまでは19年度の予算を審議して、きょうは20年度の予算の審議という形になりますね。だから、ある程度予算審議をする場合は、先を見越した形での予算審議になろうかと思うんですよね。だから、3月31日、4月1日というふうには、きっかりは物事の処理ができないんじゃないかなど。予算としては、数字としては確かにそうですね。20年度の予算を19年度予算で使うわけにはいかないと。こういうのは当たり前なんですけど、政策の継続性を認める中では、ある程度、市長の今回の演告にもありましたけれども、どのような形で長崎本線の問題について決着をされるのか、再度お聞きをしたいと思います。

結論はわかっておりますから、なかなか客観的な情勢が非常に厳しい状況であるということとは私も認識しておりますが、市長の改めて20年度についての長崎本線の問題、この問題をどのように取り組んでいくか。まずお聞きをしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これまでも何回も繰り返して申し上げましたが、また繰り返します。

これまでといたしますか、長崎本線の経営分離には反対をします。まだしています。これが経営分離そのものが、経営分離するとか分離しないとか吹っ飛んでしまうということになりますと、経営分離に反対しますということはありませんね。ただ、長崎本線の存続あるいはもっと運行形態も我々の地域の住民にとって利便性の高いものに、あるいは継続性のあるものにしていくというものは、これは当然続けていくと、こういうことであります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

この問題は繰り返し、やはり鹿島市の今後の問題でございますから、その都度その都度、私はお聞きをしていくということになります。ですから、繰り返しになりますけれども、その問題については、そのときそのときに市長みずからの御答弁をいただきたいというふうに思います。

もう1つは、長崎本線の経営分離の問題です。その問題と今後の存続の問題、この問題が運動としてはちょっと変わってくるというように私は理解をしています。当然、桑原市長と

しては、新幹線反対の運動を鹿島市長としてされることは私はないというふうに認識をしておりますが、個人的には新幹線については、まだまだ十分な、みずからもそのようにおっしゃっていますよね、いわゆるまだまだ残すものがあるというふうなことでございますが、先ほど経営分離の問題と長崎本線の存続活動問題ですね。私はやっぱりこの際、しっかり看板をかけ直す、それぐらいのことをきちっとしないと、けじめをつけないと、私はなかなか今後の市政運営については難しいのがあるのかなということをお心配いたします。市長その点どうでしょうか。新幹線反対の問題と分離の問題と長崎本線の存続の問題、その3つのことについての御意見をお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず、新幹線反対と、直接的にそのことには私は公式的には申しておりません。新幹線長崎ルートについては大いに疑問がありますと、こういう表現で和らげながら言っております。そしてまた、ただいまの一つの御提案でしょうが、新幹線は推進と、容認しますと、今議会でも中西議員は言われました。それから経営分離賛成と、（発言する者あり）いやいや言っておられますから、後で調べてください。私はそう思っています、今までのあなたの言動を見てですね。新幹線推進、経営分離賛成と、こういうふうに私は思っておるということです。そういう中で、そう思っておられる人と、何とか経営分離反対を一生懸命やってきた者とは、若干そのあたり受けとめ方が違うなという感じがします。これは先日も申し上げました。というのは、まだ一生懸命これ何とか現状のままで長崎本線を守っていきたくて思っておられる人たちは、あなたが申されるように、手のひらを返したごと、そがんできませんよ。そういう人たちの気持ちというものも私の立場としては十分考慮に入れながら、今後そのあたりをやっていかなければいけないと、こういうことであります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

ちょっと議長、少し時間をいただいてもいいですか。というのは、今、市長の新幹線推進、経営分離賛成だと私の立場を決めつけていらっしゃるんですが、そのように聞こえたと言えども、今まで私はそういうことは一切言ってない。（「選挙のとき、そがん言うたやっか」と呼ぶ者あり）僕は手続を言っているんですよ、手続を。（発言する者あり）手続を言っているんですよ。（発言する者あり）違いますよ。新幹線を僕は必要性はあると言っているんですよ。経営分離については、県が出した地域振興策の検討、あるいは市みずから出す地域振興のための政策を吟味して、そしてマイナスとプラスがあるだろうと。そして総合的にプラスになれば、経営分離については私は住民投票でもするなりをして、改めて市民の

意見を聞くと。そういう方策で手続としてやっていくと言っているんですよ。それは今までどおりですよ。1カ所だけとらえてもいけない。僕は今までそういうことを言っている。

（「2カ所ぐらい言うのとっつやろう」と呼ぶ者あり）だから、それは一つのトータルの中で1番目を言っているだけですから、私のトータルとしての考えは今さっき言ったとおりですよ。常にそういうことを言っていますよ。

議長済みません、それで、今、市長は言われたように、手のひらを返すようにはいかんだろう。それはだれだってそうでしょう、政策をするときにはですね。ただ、市長が年度内で切るということをおっしゃいますから、私はそのようなことで看板を変えるなり、やはり現状のままでの存続活動をまた始めるなり、そういう御意見は御意見で僕は承っておきたいと思いますよ。ただ、経営分離反対のための期成会の活動については、今後、例えば予算化も今回はしてないですかね。そういうこともあるでしょう。江北町との期成会も今、かなり条件も立場も変わってきたと思っております。今後も期成会として活動を続けていくのかどうか。ある程度、いつの日には決断をして、やはり盟友というのはわかりますけれども、今回の選挙にも市長はお手伝い行かれた、応援に行かれたということも存じておりますが、そういう意味では、その問題についても、やはりしっかりしたものを今回つけなきゃいかんかなと思うんですが、期成会についてはどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

まず新幹線とか経営分離に対するスタンスですけど、2年前の市長選は何やったですかね。私のほうは新幹線反対の人も応援をしていただきました。私自身は反対というあからさまな言葉で言うておりませんが、経営分離には絶対反対と、こういう人も応援してくれました、政策的にはですよ。中西議員には新幹線推進、経営分離に賛成という人もいっぱい応援をしんさったじゃなか、そういう方ばかりじゃなかでしょう。しかし、そがんやったでしょうもん。何で、そいぎそれを断わんされんやったですか。都合のよかときだけそがんこと言うたっちゃ、そがん聞こえんですよ。あなたの今までの言動を見ればそう見えますと、見えざるを得んですよ。

そのことはさておきまして、期成会につきましては、来年度の予算は計上しておりません。ただし、これは必要だったら、また補正でお願いします。しかし、今の見通しとして、まだ期成会に残がありますから、改めて今これに上乘せして予算を組むような状況にはないという全体判断をしたから、来年度の当初予算の計上はお願いをしてないと、こういうことです。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私も今さら2年前のお互いに市長選をした問題について、そのような判断をされているというのは、これちょっと心外ですが、それはそれでいいじゃないですか、もう結論は出るんですからね。結論が出る予定ですから、それはそれでお互いに今後の鹿島市民の幸せづくりのためにお互い入り口は別だけれども、上る山は一緒なんですよ。そういう意味で、お互いに意見は尊重し合いながら、信頼関係を持ってやっていくわけですよ。選挙という方法は一つの手段として、民意を問うためにはとるけれども、政治活動というのは、僕はそういうものだと認識をしております。

ところで、その期成会の問題ですが、残があるということですが、いつの時点で戻す予定なのか、どうなのでしょう。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

これは今後の推移を見て、そして私だけが期成会のメンバーじゃありませんから、期成会の中で、そのことは議論をして、一定の結論を出していくと、こういうことであります。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

次の問題ですが、先ほど松田議員なり松尾勝利議員なりから、財政上の問題については御質問がありました。歳入あるいは歳出についての御質問もあったらと思います。私も前回の一般質問の中でも申しましたが、いわゆる自主財源をどのように今後確保していくかというのが、地方自治をどうしていくかという問題にもつながっていくと思うんですね。税源移譲も所得税その他住民税の問題もあって、ただ、プラス・マイナス・ゼロなんだということであれば、せっかく国がやろうとしている、あるいは地方が望んでいることがなかなかできないだろうというふうに私は思います。先ほど財政課長が詳しく説明されましたので、私も鹿島市の場合はまだ行財政改革していく中で、節約していけば何とか北海道のあるまじみみたいならんで済むのかなということ、改めて健全財政じゃないかなということ、私は理解をしたところであります。

ただ、一つ地方消費税の問題で、過日の議会の中では、前年度対比少しマイナスになっているというようなことの御報告もあったらというふうにお聞きをしております。それはどういう意味かという、いわゆる地方消費税の根拠になるやつは、事業所とか、そこに働く人の問題とか、あるいはいろんな要件があって分配されてくるというふうにお聞きをしました。やはりそれはどういう意味かという、いわゆる鹿島市全体の力というか、能力の問題というふうには私は思うんですね、そういう意味では。例えば、事業所が鹿島からいなくなると、その分だけ減ると。あるいはふえると、その分だけふえてくるというのが、地方消

費税の性格のものじゃないかなというふうに思っております。

そこで、この前からのお話ですが、いわゆる鹿島の業務委託の中で、先ほど下水道課長は、64,000千円ぐらいの業務委託をするんだというようなことでございましたが、多分同じ業者ですね、僕はきのうはちょっと順番が違ったんですが、株式会社日本管財環境サービスかな、そのような業者になると思うんですが、先ほどの地方消費税もこれは入っておるような気がするんですね、請負金額の中には。だから、そういう意味では、いわゆる事業所の設置届けをきちっとしないと、その市内に事業所があるかどうかというのは、僕は確定できないと思っているんですけど、その点はいかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

法人の設置届けというふうな形で、きのう御質問あったわけですけど、その設置届け云々につきましては、税法上の秘密ということで、どうなっているかという公表は、ちょっとできないということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

わかりました。そうすると、地方消費税についての物の見方もちょっと変わってくるんじゃないかと思うんですね。前年度は68,000千円、ことしが64,000千円ぐらいだという売り上げが上がるわけでしょう。その中には地方消費税としての三百幾らくらい入れてあるわけですね。そうすると、事業所がうちにあるかないかわからない、確定もできないということであれば、何かちぐはぐのような感じがします。実際、来年度の業務委託については契約といえますか、見積もりといえますか、そういう形で出ているんですか、やっているんですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

浄化センターの管理業務委託のことでございますので、私のほうで答えたいと思います。

これはまず見積書をとっております。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

見積書をとっておるということは、1社ですか、それとも数社の見積もりを取っていらっ

しゃるんですか。あるいは随契のための準備といたしますか、そういう形ですかね。いわゆる契約は4月1日前なのか、契約の期限は4月1日だけれども、契約がもう済んでいるのか、済んでいないのか。見積もりを提出しただけだけれどもということであれば、合見見積もりなり、そういうのは手続としてしたほうが、より公平だし、事業所の設置届けも出てないような——出てないわけじゃないわけですね、確認はしないということなんですけど、その点どうですか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

現在、契約はいたしておりません。4月1日からの管理業務もごございますので、間もなく契約をすることになります。また、この見積もりについては、よその同じ業務、活性汚泥という業務をやっている業者のほうから見積もりをとって、1社だけですけれども、現在までやってきた業者、株式会社日本管財環境サービス九州支社さんと、ほかにもう1社見積もりを徴しております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

確かに今までの業者の方が誠意を持って今まで順調に業務遂行されてきたと。はっきり言って本当に民間委託ですもんね、そういう形ですもんね。職員がいないわけですからね、いないで済んでいるわけですから。そういう意味では、完全な民間委託ということで私も理解をいたします。ただ、どうしても私は請負が64,000千円ぐらいの予定をしてあって、地方消費税もそこに含んでおいて、どうしてもその後の事業所として、うちが成り立っていればいいんですけれども、どうもそこら辺明らかにされないということで、ちょっと私は不満を持ちますが、それは今後の契約のときに改めてまたお聞きをしたいというふうに思います。

では、質問を変えます。今回、公民館を指定管理者制度によって運営を委託するというところで、今回市長のですね、僕は本来の市長の行政の大きなポイントだというふうに私は理解をしておるところです。行財政改革から物事を見るだけじゃなくて、やっぱり地域の歴史や文化等を尊重しながら、あるいは新たな発掘をする中で、いわゆる地域住民が和気あいあいに地元のふるさとを愛する気持ちを大事にして、今後運営をされていくと。そういう大きなコミュニティーの問題であったろうというふうに私は理解をしています。ですから、僕はあえてその運営の方法については、多少問題があっても、大きな流れとしては私はそのほうがよかろうと思い、賛成をしてきたところであります。

ただ、今回、公民館の主事の変更という形で、それぞれなったようでございますが、そのときも私は言ったんですが、給料は直接的に市から払うような形がいいんじゃないか。それ

に対する答弁は、いや予算の中で処理をしていただく。そしたら振興会とその方の労働契約ということになるということでした。それもしっかりしていれば、それはそれでよろしいだろうというふうに思ったんです。ただ、よく考えてみれば、1つは、市の職員と身分が同じとは言えません。相当なもの、同等なものとして考え、贈収賄罪の適用のある公務員といますか、そういう形になるのか、その点ちょっともう一回お聞きをしておきます。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

地区公民館の主事の贈収賄というような表現をされましたけれど、就業規則をびしゃっとつくっております。これは市の職員に準じたような形になっております。当然、処分の規定も設けております。ですから、例えば、職員が横領ということをもしあったならば、それはちゃんと調査をして、処分という形になると考えております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

だから、そういうところがやはり僕としては新たな心配事かなど。別に主事のことを信用する、信用しないじゃないですよ。制度として、例えば、純粋に雇用契約が振興会と、あるいは協議会と、本人であれば、やっぱりそういうものの裏打ちがあるのかなのかということなんですね。例えば、労働契約を結ぶ場合に、そういう文章が入るのか入らないのか。入らなかった場合は、市の公務員に準じた形での将来はそういうことになりますよということの確認をしたいんですが、その点はどうですか。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

今度の振興会等々と今度採用される地区公民館の職員さんとは、今議員が申されましたように、正式に労働契約を結びます。その中で就業規則、先ほど言いました処分関係の規定についても周知をします。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

もう1つですね、このようにコミュニティーとしての将来性を私は望んでおるわけであり



ます。したがって、そのような組織的なことも含めて、やはり整備をしていただきたいというのが私の願望であります。

そういう中で、地区の振興会の問題であります。実際、今回、4月1日以降、契約をしようという相手方、6地区ですが、相手方の契約者の中に、どのような方がいらっしゃるのか。間違いのない方がいらっしゃると思いますが、その点については、どのように考えておられますか。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

お答えいたします。

5地区の振興会組織があるところは、代表者は当然、振興会の会長さんになられます。それから、鹿島が鹿島公民館運営協議会というのを設置していただいております。それは、その役員さんたちの互選で会長さんが任命されているところでございます。その方が代表者になられます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私は前回も、これは七浦地区の問題だったと思いますが、本当に申しわけなく思ったんですが、いわゆる振興会の会長として、地区の市議員が会長になられておられて、そして私はその際、監査をする人も監査をする立場、あるいは予算の審議をする立場、そのような方が果たして契約の相手方としてふさわしいかどうかということでお尋ねをしたことがあります。今回、そのようなケースはありますか。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

お1人いらっしゃいます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

お1人いらっしゃるということで、今回、この制度は新しいスタートですよね、公民館そのものを地域で運営していこうということですね。市議員の方が1人おられると。市議員というのは、地区だけのことでなくて、市政全般について物事を把握していく、あるいは処理をしていく、そういう立場であろうと思います。契約者として、それがふさわしいかど

うか、どういう問題が生じてくるのか、私も懸念をします。というのは、今回の予算をつくった分は前年度に対しての予算を参考にしてつくったということですよね。だから、そこにおいては、議員が会長であろうとなかろうと、そういう手加減はなかったというふうに私は理解をしますが、やはり制度上いかなものかなという疑問を思いますが、改めてどのように思っておられるのか。

○議長（橋爪 敏君）

中川生涯学習課長。

○生涯学習課長（中川 宏君）

それぞれの地区の委託料につきましては、今、議員申されましたように、実績に基づいて積算をいたしております。これは公平に当然やっております。議員が代表でいいのかどうかということは、これは前の議会でも答えていると思いますが、問題はないと解釈しております。それは、指定管理者の考え方として、長や議員、本人または親族が経営する会社も指定管理者として指定することができるのかという質問がございます。その本がございます。その問いに対する答えは、指定管理者による公の施設の管理は、議会の議決を経た上で、地方公共団体にかわって行うものであり、地方公共団体と指定管理者が一般的な取引関係に立つものではないため、いわゆる請負に当たらないということでございます。したがって、地方自治法上の兼業禁止規定は適用されず、長や議員本人、または親族が経営する会社が指定管理者として指定することはできるということになっております。そういう解釈がございますので、何の問題もないと考えております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

指定管理者というのが請負ではないと。ですから、親族の企業であれ何であれ、よろしいと。そういう解釈に立つということで結論をよろしゅうございますか。よろしいですね。

それでは、次の問題に入りたいと思います。最近、建設業の仕事といいますか、今、投資的経費が7億円ぐらいと。水道、下水入れて、もう少し膨らむんでしょうが、建設業の業種として非常に苦しい立場で、皆さんやり繰りをされておると思います。昔は市長がそういうときには、次の業種に転換するような努力も、企業努力しなきゃいかんだろうというようなお話も昔はあったかなと理解をしておりますが、やはり技術というものがなかなか転換できないというふうに思っております。いずれ仕事量そのものも市の発注が少なくなり、あるいは県の発注が少なくなり、いろいろな形での弊害が今出てきているのかなというのも私も心配はしております。

それで、今回、入札制度の問題でございますが、この問題について、従来くじ引きの制度

とか、そういうのがあったわけでありますが、現在どのような手だてをもって入札を、具体的にじゃなくて結構ですから、一般的に、今このような形でやっているよということを改めてお聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

入札の制度のことですので、企画課のほうからお答えをいたします。

以前やっておりました抽せん型、いわゆるくじ引きで2社外すというやつは、今採用しておりません。したがって、一般競争入札をうちのほうは行いませんので、ほとんどは指名競争入札でやっております。指名競争入札の指名者、いわゆる入札に参加をしていただく業者さんを選考する場合には、地域の要件というのを大きな前提として入れておりますので、鹿島内で業者さんが数が足りるといった場合には、大体鹿島内で指名をしているところでございます。ただ、特別な工事あたりになりますと、鹿島市内にそういった業者さんがいらっしゃいませんので、そうすると、地域要件を少し広げて、杵島郡内でありますとか、佐賀県内内ありますとか、福岡までとかいうようなことで、広げて行ってやっております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

この入札制度の問題は、非常に難しい問題あります。地元業者の育成のためには、なるべく狭くと、あるいは業種についても、いろいろな形で区分けをしていくと。あるいはランク別にしても、そのようなことをうまく尊重していくということがあろうと思います。もう一方では、金銭的な問題で、いわゆる競争が本当に行われるということであれば、一般競争入札の導入のほうがいいかもしれない。非常に相反する理念があって、私自身どちらがいいかということとは言えないと思っております。ただ、先ほど来言っていますように、鹿島市に本社があって、まずそれが第1番目だと思うんですよ。その後、営業所あるいは支店、あるいは先ほど課長が言われたように、鹿島市内に育ってない業種については、やむを得ないで市外からの入札の参加をお願いする案もあるだろうと。だから私はとにかくまず鹿島市内に本社がある業者、この方をできるだけ優先して指名を行っていただきたいというふうに思っております。そういう中で、鹿島市の入札制度については、最低価格といいますか、制限価格、そういう制度が今ないということで、非常に建設業本来の趣旨は一品政策ですよ。商品としては一品です。やはりよりよいいものをつつだけつくるとというのが建設業の本来の仕事です。工場生産とは違うところがあります。そういう意味では、いわゆる品質管理、あるい

は市の発注の思うところの商品をつくるためには、ある程度の価格が最低として必要ではないかなというふうに思っておりますが、今、鹿島市にはないと思いますので、その点についての御検討はされておるかどうか。お願いします。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

議員御指摘の最低制限価格ですけれども、制度的には鹿島のほうにもございます。ただ、運用をやっておりません。と申しますのは、最低制限価格を引く制度としてやる場合には、粗悪な工事をやられると困るというのが大きなところにあると思います。そういった意味で、うちのほうが指名競争入札がほとんどだということを申しましたけれども、指名をする段階で、この業者さんは施工をちゃんとやっていただけるところを指名しているつもりでございます。したがって、この業者さんが入れられた入札価格については適正なものだというふうに判断をしております。そういった意味から競争の原理をよりよく働かせるというふうな判断をしております。そういった意味から競争の原理をよりよく働かせるというふうな判断をしております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

制度としてはあると。ところが、個々の工事については、それは設けてないということですかね。というのは、それぞれ指名をされる場合に、そういうことも書き添えてあるということになりますかね。その入札の方法はこの方法で行いますよと。要するに、この件については価格はありませんよという、そういう趣旨ですかね。あるいは全体的に制度はあるけれども、もうそういうこともあえて業者のほうには通知してないと、そういう意味でございませぬか。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後 3 時 13 分 休憩

午後 3 時 13 分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

最低制限価格は制度的にあると申し上げますのは、これは財務規則の中で、そういう制度を設ける場合は必要に応じて最低制限価格を設けることができるという規定を上げておりま

す。ただ、入札通知の中には、そういうことについては、あえて明記はいたしておりません。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

そしたら、運用は制度としてはあると。例えば、一件一件しますよね。そして余りにも低くて、これはおかしいよと、これは引っかけりますということで、例えば、最低の落札業者の予定者が、いや制限価格に引っかけりますから、あなたは落選じゃなかばってん、そのようになるというふうに理解するんですかね。

○議長（橋爪 敏君）

出村副市長。

○副市長（出村素明君）

最低制限価格を設ける場合は、入札をする段階でその旨申し上げます。したがって、その制度を設けない場合については、例えば、落札額が60%であったにせよ、その額が落札額ということになってきます。したがって、その制限価格について、改めてそれを審議するとか、そういう制度はありません。言いますように、競争性を発揮された結果、そういう価格になったわけですから、それが落札価格ということに自動的になっています。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

私もちょっと理解がなかなか難しかったなと思いますが、今後の建設業界含めて、業務委託もありますので、そういう入札制度については、参加される、希望される方には改めて御説明をしていただければなど、あるいは業界との意見交換会をやった折には、その旨お話をしていただければなというふうに御希望を申し上げます。

最後になりますが、市長演告の中にもありましたように、今回、新たな企業誘致をするための工場団地の問題について取り上げておられます。実際、今回、谷田の問題が少し片づく、谷田で1ヘクタール、あるいは今準工業地域、あるいは工業地域、そのあたりが少し残っている。また、予定地が2ヘクタールばかりまだ残っているというような状況で、今の都市計画なり用途指定地域の問題を考えると、工場団地をつくるということについては、なかなか厳しいものがあるんじゃないかなと私は思います。それをあえて今回、定住人口なり交流人口をふやすための手だてとして企業誘致と、あるいは工場団地の新たな増設をするんだということであれば、都市計画なり用途地域なりの問題も含めて問題が出てくるのではないだろうか、それもあわせて変更をしないと、なかなかできないのかなと。

私が記憶にありますのは、ゴルフ場を鹿島に誘致するとき、山のほうに白地ができて、用途指定の問題が議会に出てきたことがあります。そのように用途指定その他があらうかと

と思いますが、どのような形で今後手だてをされていかれるのか、お聞きをしておきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

それでは、私のほうから御答弁を申し上げます。

工場団地を造成するかどうかは、まだ調査をしてみてからということですから、つくることが前提じゃないということをお話ししておきたいと思います。

確かに今、用途指定の問題、それから農地を選択する場合は農振の問題、そういう問題がもろもろあると思います。私どもやはり大村潟ができた、満杯になった、谷田もそろそろだというふうなことで、やはり県の制度もそういった場合には、いろんな優遇制度もあるということも聞いておりますから、その辺もろもろちょっと総合的に判断をさせていただいて、調査にかかりたいというふうな段階でございます。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

多久市においては、今回、進出企業との間で定住促進のための協定をされたというふうにお聞きをしております。なかなか地元企業が進出してきても、実際の地元の従来の住居をなさっている方は、どれくらいのパーセントかよくわかりません。一説には4割ぐらいですよという方もいらっしゃいます。そういう意味では、今後やはり見通しとして、調査をするということなんですが、ある程度のスケジュールを具体的にしていくということも必要だと思うんですよ。多久市においては、最後はそこに企業の皆さんにお願いして定住を促進するためのいろいろな手だてを最後はしていかなきゃいかんということでございますので、改めて調査をするということですが、そのスケジュールをお知らせいただきたいと思います。どれくらいの予算規模で、どれくらいの期間がかかるのかですね。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

多久市の例が新聞に載っておりましたですね。当然、我々も定住促進のためにこのことはこうやって取り組んでいきたいというふうなことでございます。スケジュールはまだはっきりしておりませんが、3,000千円をかけて調査をしたい。これは我々ではできませんので、例えば、造成地、ターゲットに上げたところがいろんな制約がないのかとか、それから法規制の問題ですね。そういったことをある程度のプロにお願いをしたいということで3,000千円計上いたしております。ですから、これは予算を認めていただければ、できるだ

け早目に取り組んでみたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

とりあえず調査を市単独の予算で上げると。その後はいろんな制度的なものがありますでしょうから、県との関係とか国との関係とか、あるいは民間の関係とか、そういうものが出てくると思いますが、今後、県との関係で、どのような形で協力関係を持っていかれるのか、どのような形にされようとされておるのか、お聞きをしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今までどおり、これはやっていきたいというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

11番中西裕司君。

○11番（中西裕司君）

行政の中身のことは一つ一つ私たちが理解できないところもあるようでございますから、ぜひこれを機会に、3,000千円をよりよいものにしていくために、行政のほうでも頑張っていたきたいし、やはり民間サイドのいろんな情報、あるいは県、国の情報等含めて、総合的に対応していくような形で御尽力をいただけるものというふうに期待を申し上げて、私の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

申し上げます。本議案は委員会付託が予定されておりますので、質疑は大綱質疑をお願いをいたします。

ほかにございませんか。5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

5番馬場です。総括になるかどうかわからないですけども、2点ほど質問させていただきます。

予算説明書の324ページと、それから参考資料の16、17ページです。

一般質問のほうでも一応行いましたけれども、後期高齢者医療制度についてですけども、この予算書の普通徴収保険料34,442千円というふうに上げておられますけれども、これは何名ぐらいを予定しておられるのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

暫時休憩します。

午後3時25分 休憩

午後3時34分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

当局の答弁を求めます。岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

御質問の後期高齢者医療の保険料の普通徴収の分ですけれども、連合の数字によりますと680名という形になっております。（400ページで訂正）

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

ありがとうございます。大綱質疑をということで大分言われていますけれども、これは導入部分で私はちょっとお伺いしたんですけれども、この普通徴収というのがかなり75歳、高齢の方が生活に困っておられて年金も年間で180千円を切る、そういう方たちが普通徴収のほうに回られて、集金に職員の方が行かれるというようなことになると思うんですけれどね、滞納になった場合に、やはり今までの税金を滞納しておられるものの徴収に加えてまたこういうことがふえてくる。それによって、やはり職員の方にまた負担がかかってくるということ。その上に高齢者がこの医療費抑制ということで、やはり病院にかかりたくてもかかれないう状況になるとも限らない。今、680名を予定と。この中で滞納1年、やはり資格証明等を発行された場合に、その辺でかなり苦しんで病院にかからないと、重くなって亡くなっていくというようなことがあった場合に、行政としてのサービスは、やはり市民一人であっても、苦しんでいる人を助けるのが目的ではないかと私は思っておりますけれども、一般質問では市長のほうにお答えいただかなかったんですけれども、高齢者医療、あるいは後期高齢者医療制度について、まだ施行は4月1日からですけれども、介護保険が制度疲労を起こしたように私としては制度疲労を起こしかねないと思っておりますけれども、市長はどのようにとらえておられるか、ちょっとお伺いしたいんですけれども。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

今度、後期高齢者の医療制度を新設すると。そのうたい文句というのはやっぱり幾つかあるわけですね。例えば、負担の公平さを期すとか、いろいろあります。今その話でしょう、後期高齢者。それで、私自身いろいろ、老人保健特別会計が今度基本的に廃止になって、残る部分もありますが、その部分と後期高齢者の関係とか、あるいは社会保険等々との関係とか、そのあたり全部出し入れをこうこうして、そろばんみたいに御破算で、じゃ、どういうことなのかというのが私自身もう一つぴんとこない。一つ一つのことは説明、あるいは勉強



すればわかることですが、後期高齢者医療制度そのものが、じゃ、何なのか。これはもう少し砕いて切り口から言えば保険者側から見た場合と被保険者側から見た場合と切り口としては2つあると思うんですが、それがどうも一致せんわけですね、しないところがあるんです。ですから、私自身もこの全体像というのはなかなか、じゃ、これが最適ですよと言えるのか、いや、そこまではまだいいですよとかはっきり言っているのか、そのあたりがつかみかねているというのが私の正直なところです。

したがいまして、ただ、先ほど言いましたように、意味がよくわからない部分、これはどなたに聞いても、ちょっと専門家に聞いてもですね、というのが私も国保連合会の理事長をしていますから、国保連合会の幹部に聞いても、そのあたりの私が納得できるような答えがなかなか返ってこない。つまりそれは、1つはまだはっきりしていない部分もあるわけですね、そのあたりも関係していると思いますが、どうも私自身まだ自信を持って、これが100%いい制度ですよというふうなことを言い切るというまでにはいっておりません。

ただ、やっぱり国のほうで、あるいは今度は連合という形で県全体で動いていきますから、不備な点があればできるだけ早く是正するように私も一人の鹿島市長としてそういうものは強烈に主張をしていくと、こういうことを重ねながらよりよい制度に持っていくべきだと、こういう考えで今の段階ではおります。

**○議長（橋爪 敏君）**

5番馬場勉君。

**○5番（馬場 勉君）**

やはり市長もわからん点があるというようなことで、この制度が走り出しますけれども、走り出しながらやるというのじゃなくて、ある程度一定期間を置いて、もっと精査をして制度をいいものにしてから走るというようなふうに行政のほうも、やはり国なり県なり周りに働きかけるというようなことをしていただきたいなど。我々議員だけが言うのではなくて、こういう制度をどうしてなんだとわからないまま走られるということは、やはり市民にとっては本当に不安だらけであるというような気がするんです。走り出すんだということはもうわかっておりますので、市民が一人でもそのはざままで困ったときには、そこにやはり市として手を差し伸べて助けてやるということをしっかり考えていただきたいと思っております。

もう1点、これは地域公共交通会議事業という新規の事業が掲げられております。事業費は60千円ですけれども、これも先ほどの後期高齢者等とちょっと関連はしてくるかもわかりませんが、高齢化が進んでどうしても独居の人、あるいは高齢の夫婦で暮らしておられる方がふえてきて、やはり車を運転することがどうしてもできないという状況になる人が多くなるんじゃないかと。また、鹿島は中山間地も多いですし、そういうところに住んでおられる方にとって、やはり公共交通というのはこれから大きな問題ではないかと思うんですけれども、この地域公共交通会議事業というのを少し詳しく御説明をいただきたいと思うんで

すけれども、メンバー構成とかそういうことでも結構ですけれども。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

地域公共交通会議の事業につきましては、まだスタートをしておりません。20年度に取りかかろうかという事業なんですけれども、行政の内部と、それからバス事業者さんと交通の関係でもよく話すんですけれども、もう少し広げてタクシー事業者さんだとか、バス事業者さんだとか、高齢者の団体だとか、そういった利用をする人と、それから運行する人あたりをメンバーとして考えているところでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

今の時期にこういう交通会議というようなことで新規で取り上げておられるんですけれども、やはり、もう既に路線が廃止されるということに対して危機感を持っておられる住民の方もおられることを私もお聞きしましたので、できるだけ早くこういうのを立ち上げていただいて、実際鹿島でどのように公共交通として対処していったほうがいいのかをやっていただかないと、やはり日に日に高齢者はふえていくし、確かに車での道路網というのは十分に、まあ十分と言えるかどうかかわからないですけれども、整備はできていても本人が車の運転ができなくなるということ、また、高齢者は今、交通事故等も多くて危険な状況、それを考えると、やはり公共交通というのはしっかりと整備を早急にやっていただきたいというふうに思っておりますけれども、その点をどのようにお考えか、お答えいただきたいんですが。

○議長（橋爪 敏君）

竹下企画課長。

○企画課長（竹下 勇君）

新年度の予算が通りましたら早急に取り組んでいきたいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

5番馬場勉君。

○5番（馬場 勉君）

じゃ、最後にしますけれども、後期高齢者医療制度、あるいはこういう地域公共交通等は、これからの高齢化に向けてどうしてもやはりしっかりとしたものとして取り上げていかなければいけない問題であると思いますので、長い時間をかけてじゃなくて、早急に問題点を洗い出してやっていていただきたいと思っております。

これで私の質問を終わります。

○議長（橋爪 敏君）

10番橋川宏彰君。

○10番（橋川宏彰君）

1点だけ質問したいと思います。

予算書でいけば136ページですけど、健康増進費の委託料、これはここでなし質問をするかといいますと、県が20年度に新しくC型肝炎の検査、治療費の助成ということで予算を計上されて、今県議会でも審議があつて、県議会が終わったら、この事業が4月からスタートすると思ひまして、あえて質問をさせていただきますけど、この委託料等ですね、県の事業と関連性がまずあるのかないかをちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

関連性はあります。というのも、これはまだ県が公表していないんですけど、まず、C型肝炎のウイルス検査の部分、これは県の今の考え方としては、現行、去年までは老人保健法の中で肝炎ウイルス検査があったわけですけども、20年度から健康増進法に変わります。それでまず、結局、市町でウイルス検査をなささいというような形なんですね。その関連で、うちの予算関係で言いますと、そのページの1段目に407千円を上げるんですね、そこで150名、それからその下のほうに1,854千円とあると思ひますけれども、その中にも1,537千円の肝炎の検査が上がっております。これが合わせまして540名あります。既存のこういう事業を利用しながら、県のほうもウイルス検査については実施をしようという考えを持っておるようです。これは確定ではありません。

それからもう1つは、今度は治療ですね、インターフェロンの治療、これにも助成をする考えですね。考え方としては、治療を始めて1年間やるという考えです。そして、この期間を7カ年、個人で見れば治療を始めて1年間できるということです。そういう考えを持っておるようです。ただ、この詳細につきましては、県がまだ発表しておりませんので、発表してから詳しくはお知らせをしてみたいというふうに思ひます。

○議長（橋爪 敏君）

橋川宏彰君。

○10番（橋川宏彰君）

今の説明では、まだ県がしっかりと発表をしていないということでもありますけど、やはりもう1カ月以上も前から新聞報道等では569,000千円ですかね、この予算をつけて、インターフェロン治療というのが高額で患者さんの自己負担が相当高くなるということで、10千円ぐらいでできるような新聞報道がされておりましたので、このC型にかかっておられてインターフェロン治療をしようと思ひている方たちは、この新聞報道で、10千円になっぎ治療を

受けてみようという人たちがたくさんおられます。

それです、鹿島市内でC型肝炎にかかっておられる患者さんの数とか、それから肝臓がんで亡くなられた、その死亡の率というのはわかっておりますかね。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

お答えします。

うちのほうで肝炎の検査をしたデータで申し上げたいと思います。これはすべてじゃないということを知っておってください。平成5年から平成19年度までに7,510名の検査があります。そのうちに陽性の方が313名ほどいらっしゃいます。陽性者ですね、C型肝炎のウイルスを持っておられる方、そういうふうになっております。

それで、死亡された方についてはちょっと把握をしておりません。それだけの7,510人の検査をして陽性の方がうちのほうで把握している分が313名ほどいらっしゃるということでございます。

○議長（橋爪 敏君）

10番橋川宏彰君。

○10番（橋川宏彰君）

今、肝臓がんの死亡率が佐賀県は全国一ということで、県がこういうふうな財政援助をしてやるというようなことからですよ、やっぱり鹿島市も意外と患者数と肝臓がんの死亡率が高いと思っております。

それで、こういう機会をとらえて、市としても何らかの財政的な措置とか、今のところでは県の助成がよくわからないということでもありますので、これを心待ちにしておられる方も多いと思いますので、ぜひ市のほうからいろいろな面でPRを兼ねた広報をしていただければ幸いですと思いますが、いかがでしょうかね。

○議長（橋爪 敏君）

岩田保険健康課長。

○保険健康課長（岩田輝寛君）

今回の県が肝炎対策に取り組むというのは、もう御存じのように、ことしの1月11日に肝炎の被害者救済特別措置法というのができております。それで、国が、これに7年間強力に取り組むという考えなんですね。その実行部隊を県にさせていただくということなんです。国のほうから県のほうにも財源的に流れてくるという形で県が取り組むということなんですね。

それで、おっしゃるように、県が実施主体ですので、それがはっきりすれば市民の皆様にも十分これは周知をしてまいりたいというふうに考えております。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それでは幾つか質問をしたいと思いますが、まず冒頭に新幹線の問題ですが、この中にも予算はありますが、削減をされているわけですが、新幹線の問題については、三者合意が出た後、桑原市長は、国の認可がおりるまでは今のような体制での取り組みをするというふうなことをずうっとおっしゃり続けていると思いますし、きょうの答弁では、その後は長崎本線のいろんな問題で取り組むべきことがあるので、そういうのに対応するというふうにおっしゃったと私は理解しておりますが、実は、きょうの新聞はもう皆さんもごらんになったと思いますかね。江北町長がきのう議会で発言をされておりますし、その後の記者会見で、国は新幹線着工を認可しないと、括弧つきで私は思っていると。認可されても本格的に工事が始まるまでは反対を貫くということを田中町長がおっしゃっているわけですよ。私は、当然そうしていかなくちゃいけないということを今までも思ってきておりますし、例えば、着工されたにしても、以前もほかの地域でもう70%ぐらいですか、進んでいるところでも中止になったというふうな事例も挙げながら頑張ろうねと言ってきた経過もありますね。そういうことがありますので、私は、市長は認可がおりるまでとおっしゃっていますが、田中町長がおっしゃるように、とりあえずはですね、本格的に工事が始まる、認可がおりても工事が始まるというのは時間もあると思いますね。そこまで一緒に頑張っていくという、そういう立場にね、心では思っていらっしゃるかわかりませんが、今までは国の認可がおりるまでという言い方をされてきておりますので、その辺について、きのうの江北町の再度の表明に対してどう受けとめられているのか、お尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

その件に関しては、田中町長さんとも意見交換をしたいというふうには思っております。

ただ、見通しの問題ですが、私自身は気持ちとは別に冷静に判断をした場合に、着工の認可がおりるとするならば、それが覆るということはなかなか難しいんじゃないかというふうに私は考えております。

今までのいろんな鹿島市としてのリスクも背負いながら私たちが経営分離反対ということで貫いてこれたというのは、経営分離に同意をしない限り長崎ルートに着工はできない、あるいは長崎本線の経営分離はできないと、これがセットであったんですね。で、私はいろんなリスクを背負いながらも、やる価値が大いにこのことはあったというふうに思っております。

ただ、現実に着工の認可がおりた場合に、私は先ほどのような考えを持っておりますので、じゃ、鹿島市として、もう同意するとかしないとか問われることさえなくなるということでもありますので、あえて新幹線反対と声高に市長みずから先頭切って言って、そのことが鹿島

市にとっての大きな利益になるかどうか、このことは十分私自身も検証しなければならないことだというふうに思っております。

それからもう1つは、私自身の市長選はもう2年近くたちますが、田中町長さんはまだ一月もたっておられません。そういう中での置かれている状況下でのいろんな考え、先ほども中西議員の御質問でも私ちょっと触れましたが、やはり田中町長さんにしろ私にしろ、町内、市内にいろんな考え方のある中で、その人たちの代表として判断をする立場にあるわけですので、町長選でやっぱり新幹線反対と全面切って戦われた町長さんが手のひら返したようにそれができるかと。なかなかそれも現実的には大変だろうなというふうな思いもいたします。

いずれにしましても、私自身は田中町長さんとも先般、一言、二言電話でも話しながら一応のめどを、着工の認可がおりた時点までは反対をし続けるというお互いの確認はしておりますので、それはちゃんと守っていくと。その後のことについては田中町長さんともいろんな意見調整しながら態度を明らかにしていきたいと、こういうふうなことであります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私はね、市長に何でそが弱気にならばらんですかと言いたかですよ、本当に。いや、本当ですよ。市長選挙の終わった後ね、当確が決まってからあなたおっしゃったでしょう、今まではみんなが、桑原允彦が反対をしようとした。今度は市民がね、したと認めてもらったと言われたんですよ。市民の気持ちは続いているんですよ、それがね、続いているんですよ。だからもう本当、今でもですね、ばあちゃんだって、奥さんだって、おんじさんだって、何とかせんばいかないと皆さんが声をかけてくださるのが今の現状なんですよ。そういう中で、市長がもう一遍あのときの気持ちをしっかり持っていただきたいと私は思うんですが、実はきのうね、もう御存じのように、県議会では県民投票条例が出されて否決になりましたね。これはもうはっきりしています。反対をしたのは自民党30人ですね。

実は、きのうの終わった後、私たちは議会で傍聴できませんでしたが、その後の様子を私は直接聞いてきたんですが、傍聴者が50人ぐらいいらしたそうですね、いろんなところからおいでになっていたそうです。そしてその後、議会の後に緊急集会をなさって、傍聴者の人と、それから提案をされた人たちが一緒にお話をされたということを知りました。そして、提案された議員とか、参加した人たちから、今からばいと、今から頑張ろうじゃなかかと、遅かと言われるかもわかりませんが、そうじゃないですよ。やっとならば今現在の状況が理解され始めてきたと、周りの人は。鹿島はやっぱり徹底して論議をし、市民の人たちにも訴えをし、いろんな形での知る機会があったんですが、しかし、県内すべての人にそういうことじゃなかったと思うんですよ。ましてや、長崎県なんか初めて市議会に反対の請願書が出ているんですよ。長崎はやっと今それを知らされて、これじゃいかんと、何とかせんと

いかん。皆さんがですね、佐賀県はもちろん、周辺、全国と言っていいでしょう。そういう人たちが私たちの運動を理解していただき、そして今度のあり方が、これではだめだということでみんなが激励をし、一緒にやろうじゃないかと。今やっと大きなのにまたさらに広がろうとしているんですよ。だから私は言うんです。まあ、それに対する答弁は要りませんが、お考えいただくと私は信じております。もちろん私も徹底してやっていきたいと思っております。

そういうことで、これで終わりじゃありませんが、そういうことで市長、大変だというのはわかります。私たち以上に今まで精神的にも、いろんな面でもあったということをお私には想像します。しかし、ここまでやってきたんですよ、市長、もうしばらく一緒に頑張ろうじゃないですか。以上でいいです。答弁は要りません。

次に行きます。

今、新幹線の問題を言いましたが、まず冒頭お尋ねをしたいと思っておりますのは、古川県政は今度、行財政改革緊急プロジェクト Ver.2.0なるものを出して、大幅に財源のカット、それから事業のカット、さらには県民から負担を取るというふうなね、今までにないような、例えば森林税、何ですかあれは、森林税ですか、1人500円ずつ取られるわけですがね。そういう形で、県民に非常に苦しみをもろに押しつけてきていると私は言いたいですがね。その内容云々は言いませんが、この県がやろうとしているバージョンツーンなるものが直接鹿島市の財政、これからの運営にどういうふうに影響が出てくるとお思いになっているのか。

今、鹿島市は新幹線の関係でうてあわれんのなんのという人もいますが、これはもう鹿島だけじゃないんですね。どこにでもそのしわ寄せ、その玉は投げられているんですよ。それが鹿島にはどういう形であらわれてくるのか、お尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

答弁ありませんか。

暫時休憩します。

午後4時10分 休憩

午後4時10分 再開

○議長（橋爪 敏君）

再開します。

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

現段階では具体的な事業については、まだ言えない部分もたくさんありますが、当初予算で鹿島市が予算をつけています。佐賀県の補助金とかが財源としてあります。それが確実につくかどうかその辺はまだわかりません。それと佐賀県の事業が鹿島もいっぱいあります。広域農道とか、あと奥山～鹿島線の工事とか、ああいっただのものが、広域農道は予定どおり進んでいると思っておりますが、やっぱり鹿島～奥山線なんかは計画よりも大分おくれていて、今は

年間やっぱり10,000千円ぐらいの予算しかついていない。もう予定では当然完成をしていなければならない時期じゃなかったかなと、ちょっと感覚的にはそういったことで影響があるんじゃないかというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今までのものでしょうが、今回明らかに県のほうは、あれは4年間でですか、217億円のお金を生み出すというふうな具体的な数字も出て、どういうものかという明細も出てきているわけですが、ぜひですね、常時県からつけられたものと、この行革バージョンツナーなるもので影響が出てくるのが、これは鹿島だけ今度は逆に出てこんどということはないと思いますね。だから、その辺を後で資料で出させていただくということをお願いしたいと思います。

次にいきますが、説明資料の1ページのところで、初めて出てきた言葉だと私は理解しておりますが、地方再生対策費というのが出ておりますね。これは具体的にどういうものなのか、どういう形でお金が交付されるのか、その辺についてお尋ねをします。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

普通交付税の中で、20年度特別枠全体で4,000億円の上積みがなされております。それで、財政基盤の弱い市町を中心に優先的に配分をします。鹿島市の場合は120,000千円の配分が基準財政需要額に上積みされております。今回予算で出している増額分、その辺が大体この部分かなという感じですよ。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

ちょっと先ほど、鹿島の場合は120,000千円新たに来ると理解するんですかね。（「はい」と呼ぶ者あり）佐賀県内の市町分で3,145,000千円という数字があったのを私はちょっと見ておりますが、それからいきますとどうですか、これはやっぱりそこその財政力によって振り分けられるわけですかね。財政の弱いところということですが、その中でもいろんな財政力があるというわけですが、それからいきますと、先ほど市長は鹿島はよそよりか云々というふうな説明もされましたが、それからいくとどうなんですか、鹿島は余計来るほうですか、少のう来るほうですか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。



○財政課長（打上俊雄君）

今、手元にちょっと詳しい資料を持ってきていませんが、大体、山の面積が広いとか、自然環境的に非常に不利なところ、そういったところはちょっと優先的になっていますので、鹿島はまあ平均的かなという感じで、そんなに多くもなければ少なくもないという感じであります。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

次にいきます。

6 ページになりますが、市税が0.6%伸びということですね。これを見ますと市内の企業の収益の向上とか、それから新しい建物が建てられるということですが、この不景気だ不景気だと言われる中で市内の企業の収益の向上ということで、何社かはそういうのがあるというのも具体的に聞いておりますが、大体、鹿島のより収益が向上しているというのは対象企業の何%ぐらいの企業がそういう状況にあるんですか。すばらしいと思いますがね、向上しているということは。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

鹿島の企業で伸びているのは何%ぐらいかということですが、実際にそれを分析しておりませんので、ちょっとわかりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

それじゃ、わからないということ。私いつも申しているようですが、何か変わったことが出てくる、それから違う制度が出てくるというときには、やっぱりある程度の実態、大変だと思いますよ、忙しくて。しかし、その辺はやっぱりつかんでしかりじゃないかと思いますがね。

じゃ、大体対象企業がどれくらいあるのか。今、大体、税がふえてきているというのは何社ぐらいだというのは、これはそがん数え切らんごとよんにゆうはなかと思いますがね、そんなにあればこれ幸いですね、その辺いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

武藤税務課長。

○税務課長（武藤竹美君）

お答えいたします。

市内の企業、法人数が約600ぐらいあります。その中で、伸びている企業という形がどれくらい、何%かということにはちょっとわからないんですけど、伸び率で一番多く伸びているところでは630%伸びている企業もあります。それから1,300%伸びている企業もあります。大体平均をとっていないからわかりませんが、伸びているところはそういう伸びた部分もごさいます。ただ、全体が一様に伸びているかという、そういう部分はちょっと把握できておりませんので、何とも申し上げられない部分がありますけど。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今数字聞いてびっくりしましたが、630%とか、1,300%なんて想像もつきませんが、そういう企業はほんの一部だと私は思います。先ほど中西議員のほうからもおっしゃっていましたが、建設業のことやったですかね、そういうところの人たちはもう全く仕事がないということで、非常にどがんすっぎよかろうかというようなことで、そういうところから鹿島ばどがんじゃいせんぎ、もう鹿島はうつつぶるっばいというふうな声が出ているわけですがね。大体内容はわかりました。

とにかくそういう状況で、そこだけとらえてあると非常に鹿島の企業がいいというような感じがしましたので、私はお尋ねをしたわけですがね。だから、そんな630%も1,300%も伸びるとするのは、それはゆめゆめでしょうけど、じゃなくてもね、あとの企業が落ち込まないように。話に聞きますと作業場を売っちゃったてよとかね、土地を売っちゃったてよとかいう声が、本当、ちらほら聞かれる今日ですからね、その辺の実態は税務課でつかむのか、担当の商工関係でつかむのかね、あると思いますが、市役所としては鹿島の状況がどうなのかというのを、やっぱり実情をつかんどかんと、それに対してどういう政策をするかということができないと思うんですよ。出てきたところ勝負で、がんやっけんこがんばいてね、それだけではだめだと思います。これからは特にそういう実態をやっぱりどの課でもそうだと思いますよ。農林水産だって何だってそうだと思います。そういう実態をしっかりとつかんでいただいて進めていただきたいと、そのことをお願いしたいと思います。

次、16ページです。災害対策のことが載っていますね。ここでお尋ねをしますが、これはいろいろ何か起きたとき毛布の準備だとか何だとかということで載っておりますが、私がお尋ねをしたいのは火災などのときの水利の問題です。

実は、2カ月ほど前もうちの近くでぼやがあったときに水利が、もう慌てましたね、水をとるところがなくて。家庭の水道からバケツリレーで何とか消えたんですがね。私も以前は消防に長くおまして、当時は、それぞれの地図の中に円を描きながら、この範囲にどんくらい水利があると。そして、ここに何をつくったほうがいいのか、そういう仕事をもう随分

昔のことですが、やってきた経験がありますがね。それから、今はもう住宅も建ち並んで、私の住んでいる地域なんて昔は蟻尾山まで田んぼばかりでしたが、もう家ばかりというような形になって地形も変わってきました。そういう火災に対しての防災計画と申しますか、防火水槽をどこにつくったらいいとか、消火栓、そういう具体的な計画づくりなんていうのは今されているのでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

防災計画づくりをどうしているかという御質問ですけれども、火災時の消火栓とか、それから防火水槽の設置につきましては、現在、消火栓につきましては、各地域、部落の区長さん方のほうから申し込み、要望があったら、そこを予算の範囲内で作っております。防火水槽につきましても、今はある一定の基準はありますけれども、1つで4,000千円以上かかるということで、なかなか防火水槽については簡単にいかないわけですけれども、来年度については地域防災計画等も作成の予定をいたしております。

それと水利の問題ですけれども、今回の議会の一般質問のほうでも質問ありましたけれども、これにつきましては、水利権の問題等々、いろいろと難しい問題がありますけれども、それぞれの関係者の方々とお話をしながら、何らかの形で、多くの人たちが御理解いただくような形で持っていくようにできればというふうに思っております。それには、常日ごろの区長さん、生産組合長さんほか関係者の方々のお話し合いが一番重要になってくるかなというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

私も直接そういうのに直面したときに、やっぱり最初の初期消火と申しますか、何分間かの対応というのが非常に大きな影響を及ぼすんだなというのを改めて感じたんですがね。そういうときにやっぱり近くに水利があればそれなりにできるんですが、特に消火栓では素人でできませんよね、そこにあっても。消火栓はよっぽど訓練していないとし切らんですね、特に女性ではできません。消火器だって、私も消火器は7年ぐらい消防におるときにいつも消火器の指導には回っていたものの、自分のうちで使うときになったら慌てましたね。どがせんばらんかにやと、もう一瞬ですね、ひっくり返すやったかね、栓ば抜くとやったかねと、やっぱり何秒間はちゅうちょしますね。だから、少々訓練されておってもそういうふうになるんですね。だから、本当にこういうのは一瞬の問題ですので、やはり今、特に住宅の集中地なんていうのはあちこちに集合住宅などもできておりますのでね。例えば、そういう集合住宅、アパートとかマンションが建ち並ぶところには今はどうですかね、基本として

そこに水利を設けなくてはいけないとか、例えば、昔は無蓋の防火水槽なんかもつくられていたところもありますが、今は余り無蓋の防火水槽なんか新しいのを見ませんが、そういう集合的に住宅がつくられるようなところの義務づけというのは今ないんですか、そういうのに対して。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

一定規模の団地等の造成等、密集の住宅ができる場合については、開発行為等の許可をするときに消火栓の設置等々が義務づけられているというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

この件については終わりますが、私はそれがすぐできるとは思いませんが、大体どの範囲にどれくらいそれがあらんといかんという基準はあるんでしょう。もとはあったから今もあると思いますかね。だから、そういうやっぱり重点地区といいますか、本当は全市にそれをしていっとかんといかんと思いますかね。そういうのをやっぱりつくって、その地域から希望が出た分については予算の範囲内ということでしょうけど、そういうのが示されると、やっぱりほかのところが先になるとか、そういうことになかなか目が向けられなかった地域でも何とかせんといかんというふうな、そういう意識だって出てくると思うんですよね。だから、ちょうど私の地域でも、いざそういうのがあって、これは太うならんやったけんよかったけど、何とかせんぎいかんないというような、そういう声も出てくるし、あちこち火災が起きたとき私も走っていきますけれども、そういうところでも、やっぱり一番最初に皆さんが水利のことでは、すぐ手がつくところであればいいけど、まちかっとな水の早かったぎねというような、そういうのもあるわけですよ。だから、私はぜひそういう計画を、地域から来るのを待つんじゃなくて、計画づくりをやっぱりすべきだと思いますが、いかがでございましょうか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

水利計画をということでございますけれども、現在市内、市街地では消火栓の設置が120メートル以内では1基設置をしなければならないというふうになっております。それで、現在、鹿島市内には491カ所の消火栓を設けております。防火水槽が139カ所設置をいたしております。消火栓につきましては、上水道があるところしかだめですので、それ以外について

は防火水槽等々含めて、水利についてはやっていっていると思っておりますけれども、市内全域をクリアすることはなかなかできないんですけれども、現在は密集地帯を中心に整備を行っているところです。

それと、消火栓の位置等については、日ごろから1日と15日は消防団の車庫点検をしていただいておりますので、その折に、年に何回かは消火栓の設置場所、それから点検は随時行っていていただいております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

大変な仕事だと思えますがね、いざ1軒家が焼けるとなると、それこそまだ大変なわけで、ぜひこの辺については力を入れてもらいたいと思えます。

特に消火栓の点検ですが、放水しての点検なのか、ただ単にねじを回してする点検なのかと、いろいろあると思えますが、いざというときに使えなかったというのでは何もありませんので、やはりその辺まで含めた点検、恐らくされているとは思いますが、そこまでお願いをしたいと思えます。

次に19ページです。

これは補正のときもちょっと言いましたが、空き家バンクです。どうも私これ引っかけたてですね、また新年度で出されております。特に私は、この空き家バンクの提起をされる前から住宅リフォーム制度をつくることを提起してきたわけですが、空き家バンクと住宅リフォームとひっかけてたてできると思えますが、やはり19年度で全く新制度をつくったけれども、飾ってちょっとったというふうな状況になりまして、残念でなりません。きのう、おとといですか、きのうも言いましたが、住宅リフォーム制度をしとったら経済効果が出とったでしょうと言いましたが、私は今もまた同じことを言いたいんですが、この辺についていかがお考えでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松尾議員の質問にお答えをいたします。

住宅リフォーム制度ということでございますけれども、私どもは今回、空き家バンク制度をつくっておりますけれども、この中で家を改修した場合の補助金ということで250千円、上限を見ておりますけれども、この制度につきましては、やはり地元の業者の方を利用してもらうということで、一応その規則の中ではつくっておりますので、そういうことでこの制度を利用していただければ、地元の小さな業者の方も大変利用してもらえるのかと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

今のは私が言ったリフォーム制度も適用するということですか。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

空き家バンク制度の中でお申し込みがあられたら、その方に対しては最高250千円の改築費の補助をするということなんです。

おっしゃっているのは、市内全域の活性化につながるような住宅リフォーム制度という制度を設けるべきじゃないか、そうすると経済効果が大きいとおっしゃっていると思います。ただ、ここがどういう形で基準、どこまでその対象にするのかとか、個人の財産との絡みも、こうありましようし、なかなかこれは厳しい大きな問題だと思っていますので、この住宅リフォーム制度という形に関しては、これはやっぱり十分検討すべき必要があるのかなという気がいたしております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

どういう形でリフォーム制度をとというのは、私は以前も具体的な提案をしたと思いますね。やる気がなかけんが問題の多かて思うわけですよ。する気のあつぎどこからなつとん問題の解決は出てくつわけですよ。少しでも検討してみようかとかね、今すぐ実施するせんは別として。まだそがんとはでけん、言うたっちゃ同じことと思うとつけん、そがんしか出んわけですよ。あなたの気持ちでそこでくらつと変わってね、うん、そがんないほんなごてちよつと考えてみようかということになれば、私は道は開ける、明けない夜はないという言葉がありますがね、いかがですか、部長。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

私どもも非常に小さなきっかけから大きく広げていくという手法とか、大きなところから一気に入っていく手法とか、いろいろあると思うんです。私どもが空き家バンク制度から一つの取っかかりをとってみようというふうなことでやっていますので、このことがどう展開していくのかというのは、それは私ども今の段階では想像できませんけれども、おっしゃることはよく理解できます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。（「大綱質問でお願いします」と呼ぶ者あり）

○14番（松尾征子君）

大綱質問をしようです。今度は非常に大綱質問をします。

46ページ、説明資料、広域行政の推進ということで、ここに載っていますね。

最近、広域行政というのが非常に進んできたと思います。まず初め、大きなのはやっぱりこの辺では杵藤地区広域市町村圏組合ですね。それから衛生組合、さらにはごみの問題とか、今度、後期高齢者医療制度に伴って広域連合、これは全県で一本ですね。そもそもこの行政の広域化ということは、私は受け入れられないと思っています、ずっと。特に介護保険だってそうですし、後期高齢者医療だってそうですが、例えば、保険料が決められる。私たち議員は地域の市民の皆さんたちの利益のために働かなくちゃいけないわけですが、そういう保険料が決められるとか、いろんな制度が決められるときに直接物も申せないというような、そういう状況ですよ。いろんなのが出てきております、今。

さらに、これを読みますと「鹿島市では、市単独で運営するより他の自治体と連携し、スケールメリットを活かして共同で取り組んだ方が効率的であり、高度な住民サービスを提供できる業務については「一部事務組合、広域連合」という広域的な団体を組織し、職員と財源（負担金）を出し合って運営している。今後とも広域行政には積極的に参画し、より効率的で専門的な業務展開を図っていく方針である。」ということで、これからも私の嫌いな広域化を進めていくというね、市民にはマイナスである広域化を進めていくということがもうはっきり書かれているわけですが、じゃ、今後どうなのが見込まれていくのか、広域化、その辺についてお答えをいただきたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

この文書を私が書きましたので、ちょっと趣旨が。「今後とも広域行政には積極的に参画し」というのは、今の広域連合でやっていくことに対して、若干悪い表現ですが、聖域化、財政化とか、予算査定の際にいつも原課のほうにはお願いしているわけなんです。広域の負担金が来ます。5%伸びている。じゃ、何で伸びているのかとか、やっぱりその辺のところをよく精査して、もう鹿島市本体は血のにじむような努力をやっているのに広域本体というのがなかなか実態が見えんと。そういったことにやっぱり広域行政、今やっているものに対して積極的に中に参加して実態を把握して、ブラックボックス化とか、聖域化しないように、中身をわかって積極的に参画をしていくという意味でありまして、具体的に広域連合、一部事務組合というのは今のところはないかなというふうに思っております。

文書の趣旨はそういった意味でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

文書の趣旨を説明はしていただきましたが、これまでの一連の取り組みの中、いろんな問題が起きた中で、やっぱり私は本当に市民にプラスになるものばかりじゃないと、なかったと思っています。やっぱり最初を書いて、今はそうでしょうね。財政をどうするかが先ですね、市民の暮らしより財政はどがんすっか。もちろん、財政が豊かでないと市民の暮らしも豊かになりませんかでしょうけれども、すべてが財源をどうするかが先になってしまっているんですね、そういう中での取り組みだと思います。

特にまた今から出てきているのが消防の問題だとか、いろいろありますね。消防だって広域化をしたことで、3分早う着くとの10分遅うなるとかね、そういうこともあるわけで、やっぱり私はこういう仕事というのは直接足元にあり足元でしていく、これはどれでもそうですし、それからいろんな制度の運用にしたって、例えば、後期高齢者医療制度だって私はまだこれは認めませんが、例えば導入されたにしても鹿島と佐賀市との皆さんの生活状況も違いますし、財政状況も違う、唐津ともまた違うというふうなね、いろいろ違うわけで、やっぱりその地域、地域に合った形での制度の運用ね、こういうのはより小さいほうが、より私は住民のためにはプラスになると考えておりますので、このことについて、特に積極的に今後も参加ということでしたので、また何かを広げていくのかなと思いましたがお尋ねをしたわけですが、今すぐに何かというのはないわけですね、そういうことで理解していいわけですね。

じゃ、次にいきます。

財政の問題で、お金がなか、お金がなかと言うわけですが、そのことで関連してきますのでお尋ねをしたいと思いますが、今回、企業誘致ができましたね。企業誘致がなされて市民の人たちは、これで鹿島も豊かになっばいと、働くところもできたけんよかばいというような、非常に皆さん、いろんな問題が起きている中でちょっとだけ光を見たと、本当ね、驚くような人たちが喜びの声をかけてくださいます。何かもう自分が知事さんにでんなったごたっですね、そがん気持ちになっくらい皆さんが喜んでもらうんですよ。しかし、ここでやっぱり私たちはそこだけを見ておくことはできないと思います。

まず、ずばり聞きますが、今回の企業を誘致したことで20年度の鹿島市の財源にどういうメリットがあるのか、まずお答えください。それからそれぞれ質問したいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

経済効果ということでございますが、ちょっとこれは長年にわたりますけれども、今回は



企業立地促進特区に該当するという事で、10年間の推計ということで一応申し上げます。

例えば、市が負担するというで、今回は立地奨励金とか雇用奨励金がございます。今の仮定では、例えば、150名を鹿島市内から採用された場合ということで、1年目から10年目まで一応推計をいたしております。立地奨励金でございますけれども、10年間で市が支払うのが約27,000千円、それから雇用奨励金が10年間で75,000千円、合計102,000千円を支払うことになるかと思っております。

それに対しまして、今回の企業の進出によりまして市の増収になる分でございますけれども、まず固定資産税、これが10年間で36,000千円、それから個人の市民税でございますけれども、10年間で95,000千円、合計131,000千円ほどがふえるかと思っております。ただし、この中には法人市民税、これは推計をいたしておりませんから、この分はよりプラスになるかなと思っております。

それから、例えば、経済効果でございますけれども、今回の、これは200名体制になった場合でございますけれども、給与の増加が約5億円、それから消費支出が約305,000千円、それと当然、会社のほうで原材料等をお買いになりますから、その費用が267,900千円ほどでございますので、合計すれば1,070,000千円ほどの経済の効果、それから先ほど申し上げましたが、税収としては150名程度になった場合では年間13,100千円ほどの税収の増加が見込めると思っております。以上でございます。（発言する者あり）10億円というのは、これは毎年のことでございます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

非常にスピードアップでおっしゃっていただきましたので、ちょっとわからないものもありますが、例えば、今、採用は150人採用された場合ということで言われましたね。1名につき500千円、それから固定資産税、10年で36,000千円とおっしゃいましたね。しかし、これは五免五減でしょう、それをしてですか、その辺でどうなんですかね、何かあるそうですが。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

答弁をいたします。

ちょっと失礼いたしました。今回の五免五減のうちのほうの制度でございますけれども、基本的には五免五減と申しましても、鹿島市の制度では、まず1回おもらいをした後、1年目から5年目まではそれ相当額の100分の100をお返しするという事。それから、6年目か

ら10年目でございますけれども、固定資産税相当額の10分の5をお返しするという制度でございまして、今申し上げましたように、市の負担する分としては10年間で27,000千円、立地奨励金でございます。それから雇用奨励金は全体200名のうち、150名が鹿島からという推計をいたしておりますので、これが75,000千円、市が負担する分の2つを合わせますと102,000千円と。

今度は増収ということでございますので、当然、固定資産税は入るということで、10年間で36,000千円、それから150名分の個人の市民税が約95,000千円ほど、合計が131,000千円と。ただ、このほかにこの会社の法人市民税、これがまだ未定でございますので、この分はこれには計上いたしておりません。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

固定資産税のことでお尋ねをしますが、これは土地についてはリースですね。リースの場合は固定資産税どうなるんですか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

土地はリースでございますから、当然、固定資産税は入ってまいりません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

じゃ、この固定資産税というのは建物だと理解をしていいわけですね。建物はまだ建てられていないからどれくらいの評価が出るかというのはわからないと思いますが、大体見積もられていると思いますがね。じゃ、これだけ一応入りはしても、まけてやるわけですからね、まけてやるわけでしょう。返すということはまけてやるわけでしょう。それに対して、例えば、入るべき固定資産税を減免とか減額とかした場合には交付税との関係が出てくるとは思います、その辺はいかがですか。まけてやったということはお金のあっけんということで交付税が上から来んのじゃないかと思いますが、具体的にどうなりますか。

○議長（橋爪 敏君）

打上財政課長。

○財政課長（打上俊雄君）

議員御指摘のように、御心配をされていると思いますが、確かに額面として税収が上がり

ます。今の交付税制度でいきますと、例えば、1億円税収がふえますと75,000千円交付税が減ります。ちょっと大まかに言いまして75%、25%が手元に残るということで、確かに見通しては、ひよっとしたら減になるかなという感じはします。ただ、財政力指数とか、自主財源比率が上がりますので、見た目はいいと、ちょっと実としては残らない、その優遇措置がある間はですね。だから、収入と入って同額が出ていきますので、収入と入った部分を一般財源として、ほかの事業に割り当てるといふ部分が少なくとも優遇措置がある間はないかなという感じがいたします。ただ、長い目でこれはちょっと見ないといけないもんですから。また、従業員さんの給与とかも税収で入ってきますので、その辺で考えていかなければならないという、そういった問題ではないかというふうに財政課でも思っております。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

どうも私は心配なんですよね。新幹線じゃありませんが、数字はどがんでんよかわけですよね。これも具体的に言ってこんど数字はわかりませんがね。例えば、従業員さんの収入ですね、税金がこんだけ入ると計算されていると思いますが、例えば、賃金聞きますと地域より少し高いといっても800円というわけでしょう。事務で815円ですか、それくらいと聞いていますが、それで果たして税金が十分に入ってくるだけの収入に上がるような賃金体系なのかと、そういう問題もありますから、一概に、ただ単にそれだけのことで計算をしたって、いざ開いてみたら、ありゃ、これはどがんしゅう、使うたとがよんにゆうよかつたばいと、そういうことだって私は起きる。

それから、先ば見uggi、それは入ってくるかもわかりませんね。今うちは金なかわけですよね、鹿島は。それはそれとして、そういう時期ですからね、やっぱり私たちがもう誘致をしているわけですから、本来は私は大きなところの誘致は、そういういろんな問題があるから余り受け入れる気持ちにはならないんですよ。ただ、今回は200名もの従業員の方が、この仕事がないときにそれだけでも採用していただくという、それでね、やっぱりいろいろ問題はあるけど、誘致をしなくちゃいけないと。企業によっては、来たわ、人間は要らんわと、いつかも言うたかわかりませんが、鹿島の企業が増設して、補助金出して見に行きんしゃったぎ、だれも要らんでね、ただ機械のトラブルたばこうこうすればよか。その人は草取りよんしゃったというふうなこともあります。そういう企業だったら私は絶対だめだと言いたいです。今回そういう事情もありましたから、あえて本当よかつたと思っております、それでお願いしたいと思っております。

これは私の委員会の付託になる場所ですので、今私が質問しました、いろんなこれに要った必要経費、今ずうっと言われましたね。これをまとめてですね、職員さんの賃金による増収も、本来はどうかかわかりませんが、あなたの試算で結構ですので、今試算されてい

る分で収入、支出どういう影響があるのか、財政的なものすべての資料を委員会までにそろえていただきたいと思います。そしてまた、お話をしたいと思います。いいでしょうか、資料を出してもらえますか。

○議長（橋爪 敏君）

申し上げます。

本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長いたします。

答弁を求めます。福岡商工観光課長。（発言する者あり）

○商工観光課長（福岡俊剛君）

今私が説明したものにつきましては資料を提出いたします。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

まだ控えられている方がありますので、そうですね、あと1個で終わりにしましょうかね。215ページ、公共下水道事業の問題でお尋ねをしたいと思います。先ほどの課長の説明で、7,813名の対象のうち、5,712名が加入されていると、私の聞き違いじゃなかったら。これは73%が加入をされているとおっしゃったと思います。数字的に見れば、ああ高いんかなとも思いますが、私は公共下水道事業というのは、対象地域が全部完了してこそ本来の目標が達成できるものだと思います。

そうでしょう。そうでしょうて、ごめんなさい。そういうふうに思いますね。今73%が加入で27%の方が加入できないでいるわけですが、この加入できない主な要因は何なんでしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

これは前の議会でもお答えをしているかと思いますが、私たち推進をやるときに、その推進をした結果の表という形でお答えをさせていただきます。

それによりますと、経済的理由という言葉で言われるのが第1番目に上がります。それからその次に上がる言葉が、家が老朽化で新しい家を建てるときに検討させてくださいというのが次に上がります。最初の経済的理由の中には、2人しか住んどらんとか、そういうことが入っていきます。

以上でございます。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

確かに、お年寄りのひとり暮らしだとか、それから老夫婦だとか、そういう人たちはもう今から金かけたっちゃどがんしゅうなかもんというようにおっしゃる方もあるのは事実ですが、どうなんでしょうかね、そういうせつかく下水道事業をしてね、先ほども申しましたが、全部が完了してこそ本来の目標が達成できると。そうじゃなかったらいいですがね、そういう私はあれを持っていますが、そういうのに対してどう対応を、もう絶対できんというともあつと思うですよ、高齢者の人のところなんて、もちろん、もう金かけたって、もうそがん30年も40年もというようなね。私たちだって今やったら、もうあとあんた10年じゃい幾らしかおらんかわからんとけど、早ようしとったけん何とかやりましたけどね、やっぱり考ゆっですよね、金持とったっちゃ考ゆっですよね。そういう状況ですから、そういうところにはどうこの目標、完了させるという目標じゃないですよ。公共下水道そのものの目標を達成させるという意味で、どういう手があるんでしょうかね。

**○議長（橋爪 敏君）**

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

下水道法では3年以内に接続するという法律がございますけれども、実際はなかなか先ほどの理由の中でつけていただかない家庭もあると。その結果が73%程度になっているということですけれども、私たちはそういう老人家庭でありまして、古い家であっても、できるだけ推進をしていって、できるだけ1軒でもとれるように努力をすることが第一じゃないかというふうに思います。

以上です。

**○議長（橋爪 敏君）**

14番松尾征子君。

**○14番（松尾征子君）**

誤解してもらっちゃ困りますよ。どがんなっこんしてでん全部やれと言いよつとじゃなかわけですよね。公共下水道事業のその目標を、何らかの形でそういう人も含めて達成できる手があるのかどうか、わずか残された分に。そのことを私、それはいいです。

もう1点お尋ねします。

今の対象地区の中に市の管理する公共施設がどれくらいありますか。

**○議長（橋爪 敏君）**

亀井環境下水道課長。

**○環境下水道課長（亀井初男君）**

済みません。今ここの資料の中に市の施設を何軒ということでの資料を持ち合わせておりませんので、お答えできかねます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

資料がないということですが、それでは、その中にある市の管理する公共施設については、すべて工事の完了はできているのでしょうか、その辺についてお尋ねします。

○議長（橋爪 敏君）

亀井環境下水道課長。

○環境下水道課長（亀井初男君）

これにつきましては、昨年の質問にお答えした段階では全公共施設つけているというふう  
に申し上げておると思いますが、その後にはできている公共施設については、1つずつ  
把握しておりません。申しわけございません。

○議長（橋爪 敏君）

14番松尾征子君。

○14番（松尾征子君）

あえて私がこれを質問したのは、前回質問したときにね、全部できていますとおっしゃっ  
たんですよね。私もきょう確認はとってきておりませんので、強くは言えませんが、私のそ  
の質問を聞いたある人が、全部できとって、できとらんところもあつやなかかいて言われた  
んです。まず我が足元ば先せいじゃというふうなことでおしかりを受けたんです。そ  
の後、あなたともお会いして確実にチェックをしようと思いましたが、確実にところをとら  
んできて申しわけないですが、そういう市民の皆さんの声がありましたので、私あえてまた  
お尋ねをしたんです。そういうことですので、もしそういうのがあると、やっぱり市民の人  
見ているんです。我がところばかりやあやあ言うて、我がたちがしゅうでしよところ  
はせんでというようね。だから、そういうのがあれば、もちろんはした金ではでけんわけ  
ですから市も大変かわかりませんが、やっぱりそういう事情があるということは、皆さんも  
よく見ているということはしっかりと知っていただきたいということをお願いして、終  
わります。

○議長（橋爪 敏君）

ここで10分程度休憩します。午後5時15分から再開します。

午後5時2分 休憩

午後5時14分 再開

○議長（橋爪 敏君）

休憩前に引き続き会議を開き、議案審議を続けます。

質疑ございませんか。3番松本末治君。

### ○3番（松本末治君）

人づくり、地域づくりという面で質問するつもりですからよろしくお願いします。

まず、教育面で、学校の耐震強化というふうな形で、物は耐震化できるというような予算であるようですけど、子供たちの心の耐震性を増すような教育がどういう形でなされているのかをお尋ねいたしたいと思います。

180ページ、小学校費、教育振興費の中で、「こころを育む」推進事業委託料2,100千円、りっしんべんの憶に読みたいと思いますけれど、「総合的な学習」で、また「オンリーワン」でというようなことで載っております。同じく中学校のほうにもありますけれど、内容的なことでお尋ねしたいと思います。

### ○議長（橋爪 敏君）

藤田教育次長。

### ○教育次長（藤田洋一郎君）

小学校、中学校にわたりますが、基本的には同じ取り組みをいたしておりますので、一括しての御答弁をさせていただきます。

まず、「こころを育む」推進事業でございますが、これは日本全国探しても鹿島市だけの事業だと自負をいたしております。各校に300千円の予算をつけております。基本的には、こういう事業予算というのはどういったものに使うのかという用途を決めていただいて、それで予算化していくわけでありまして、基本的には学校の自由裁量というような形で使わせていただいている。これは市長の特段の配慮によって予算化されたものであります。そういう中で、各学校で実際使っている中身といたしましてはいろいろございます。

ちょっと今、手元の実績の資料を持ってきておりませんが、例えば、総合的な学習の中で、講師をお願いする場合の講師料とか、そういった学校ではなかなか予算化できないものについて、教育効果を考えながら学校で独自に使っている事業でございまして、物すごく学校現場としては助かっているというような事業予算であります。これはあくまでもそういうことでありますけれども、毎年毎年各学校から実績報告をいただいているということでございます。

それから、総合的な学習、これはもう総合的な学習というのが指導要領の中で義務づけられましたので、それを各学校で行う場合にも、やはり申しましたように、いろんな教材費とか、そういったものが必要でございます。そういったものについて各校50千円ということで、小学校でも使いますけれども、使わせていただいているということでもあります。

それから、「オンリーワン」のさが体験活動支援事業、これは県の事業でございます。基本的には各市町で独自に、その地域地域での地場産業をその地域の子供たちに勉強させるという趣旨での事業予算であります。鹿島の場合、全小・中学校ともやはり地域性を考えまして、各学校農業体験事業にこの事業を活用していると、そういうことでございます。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

それで、鹿島独自の「こころを育む」推進事業という、先般、一般質問でお伺いしました能古見小学校の環境問題についての取り組みは、この中の一環でしょうか。

○議長（橋爪 敏君）

小野原教育長。

○教育長（小野原利幸君）

この「こころを育む」教育推進事業というのは、今、次長から申しましたとおりであります。例えば、学校の勉強というものは一般的には、教室で机にちゃんとついて先生から教わってというような学習が主としては考えられるんですけども、例えば屋外でとか、あるいはほかの諸行事を通してとか、あるいは先ほどありました総合学習的なところの分野でとか、学校教育活動全体の中で、そういう主として体験的な学習を個々に充てるとというのが主な内容であります。

例えば、春植えの花をプランターに植えて、それを育てることによって生命の、何といいますかね、自然とか、そういう触れ合う気持ちを育てたり、あるいはキャンプを通して楽しさとか、あるいは友達との人間関係といいますか、そういうものを学んだり、あるいは遊具あたりを使いますから、ちょっとした補修なんかはこういうふうなものを充てて、そして、子供たちにそういう遊べる環境をつくってやったりというようなことで、余り限定をしないで少し幅広く使っているという状況であります。

したがって、先ほどの環境教育という、そこに限定するものでありませんけれども、広い意味ではやっぱりそういう分野の一部に入ってくるのではないかなというふうに思っております。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

心、耐震性を増していただいて、オープンスペースでも問題の出ないような体制をしてもらえる学校もあるんじゃないかなと思いますけど、関連ではありませんけれど、キャンプ場関係で、やはり今、交流人口等々で頑張っていかにやいかん鹿島じゃなからうかと思っております。

奥平谷のキャンプ場の今の実態、ちょっと話を聞けばイノシシにつつかれて修理せんばいかんごととなつとつぱいとかというようなうわさもありますけれど、先般、現地に行ってみましたらきれいにしておりました。

そういう中で、155ページ、商工費の中で委託料、それに工事請負費というのが上がって



おりますけれど、この委託料の中でのキャンプ場管理業務委託料、また、15. 工事請負費の奥平谷キャンプ場駐車場整備工事というところで金額が上がっておりますけれど、内容についてお願いします。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

松本議員の質問にお答えをいたします。

まず、155ページのほうの奥平谷キャンプ場の駐車場整備でございますけれど、これはコテージの上のほうにございます駐車場、これの整備をいたすものでございまして、一応予算として1,000千円を見ております。内容としてはコンクリート舗装とか、ガードレールを設置いたすものでございます。

それから、委託料のほうでございますけれども、これは管理業務委託というてシルバー人材センターのほうへお願いをしたいと思っております。それから清掃作業業務委託、それとあと1つは滅菌装置保守点検委託ということで3項目ございまして、総費用が1,191千円を見ております。

以上でございます

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

キャンプ場管理業務委託料の中でシルバー人材センターに委託をされるということですが、過去においては能古見地区の本城地区の人でしょうか、管理委託されていて管理人さんが本当によくてリピーターがかなりあってたと、そういうふうな話もあっておりますので、人材センターの方にもその面、その点はよろしくお願いをさせていただきたいと思えます。

それでは続きまして、消防関係で一般質問等もかなりあっておりました。きょうもあっておりましたけれど、やはり今の地域の中で消防の方の占める優先率といっは何ですけれど、地域活動の中ではかなり貢献度が高い、消防だけではなくて、市民体育大会にしても、また地区のいろんな催しについても、消防団員の方の出役というのはかなりあるんじゃないかならうかと思っております。

その中で、172ページ、非常備消防費ということで、1. 報酬13,136千円、8. 報償費15,119千円という数字が出ておりますけれど、単価というか、基礎数字はどういうふうになっておりましたか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

まず報酬ですけれども、これは消防団員さんに対する報酬、1年ですけれども、まず団長88,700円、副団長57,800円、それから分団長42,700円、副分団長28,400円、部長15,200円、班長13,200円、団員12,300円というふうになっております。

それから、報償費ですけれども、これは退職、消防団を退団される折に、その消防団員の消防団に入っておられる勤続年数によってそれぞれ違いますので、一概には言えないところでありまして、5年未満の方はなかったと思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

12千円とか、13千円とかというふうな年間で、そういう形で御奉仕を願っているということは本当にありがたいことだと思います。できれば、より多額にしてもらえればと思いますけれど、多額にできるような状況やつきすつきさいということだと思いますので、なったらぜひそういうふうにしていただければというふうに思います。

続きまして、174ページに消防費で、11. 需用費1,567千円、土のう用土、土のう袋ほかとこのがあります。この箇所数というか、それに数ですね、数量がわかれば。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えいたします。

この土のう用土につきましては、日常、災害時のための土のう、それから土のうの袋、土のう用のとめぐいですかね、そういうものを備蓄しておくための費用でございまして、どこにというふうなことではございません。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

関連ですけれど、そしたら土のうの袋というのは、大体個数的にはわかりますかね。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

お答えをいたします。

20年度、この予算では、とりあえず土のう用の袋は4,000枚を予定いたしております。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

済みません。4,000枚で、それに見合う土のう用の土が必要ということになろうかと思えますけれど、土のう用の袋の代用品というのが今出ているようです。パンパースをもとにしたというような形で、水を吸うことによって土のうのかわりをする、ちょっときょう質問するつもりじゃなかったものですから現物持ってきとらんとですけど、あります。5グラム、500グラム、もうぺらぺらしたやつで泥も要らんし、水を吸わせることで土のう以上の効率が低い土のうができるというふうなことで、ちょっと単価的には高いというふうなことで、また後もって質問をしたいと思えますけれど、そういうふうなやつに変えていくことで、これは家庭用にもつながっていくんじゃないかというふうな気もしますので、その点研究をしておいていただきたいと思えます。

もう1つ、済みません。今、農業面でかなり農地の荒廃園等も出ております。そういう中で、放牧というのが市内でも3カ所か取り組みをされているというふうな状況の中で課題になるのが、その荒廃園の土地の流動化というんでしょうか、そういう面が一番大事じゃなからうかと思えます。その点で農業委員会のほうでぜひ頑張ってください、せっかく農林水産のほうでは取り組みしようとしても、土地が動かんけんされんばいということがあったら農業委員会の責任ばいと言いたかごとなりますので、その点、熱意をお伺いしたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

山田農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長（山田次郎君）

農地の流動化につきましては、水田栽培なり畑作栽培については、もう十数年前からですね、JAのほうに流動化推進員さんを配置していただきまして、やってきておるところです。やっぱり目的といたしましては、農地の有効利用を図って、農業の振興を図っていかうことであるので、放牧についても、そのまた新たなバージョンということで取り組みをやっていきたいと思えます。

しかしながら、1つ、農地の貸し借りににつきましては、農業者年金の絡みとか、生前課税の絡みとかいろいろありますので、できる限りにおいてはやって頑張っていきたいと思っております。

○議長（橋爪 敏君）

3番松本末治君。

○3番（松本末治君）

何をやるにも農業面では土地というふうな課題が残ってきます。そういうことで、ぜひやる気がある方にはスムーズに土地の有効活用ができるような体制づくりをしていただくとい

うことが大事じゃなかろうか思いますので、よろしくをお願いします。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかに。12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

時間も経過をいたしているようでございますので、できるだけ重複を避けて簡潔に、数点にわたってお尋ねをしたいと思っております。予算説明書のページを追って質問をいたします。

まず、商工費の関係、153ページになりますが、これは先ほど中西議員の質問にもあったと思うんですが、私の聞きたいエキスの部分だけをお尋ね申しますが、この点については、現在の工場団地が今回、旭工業の入植が固まって市民の皆さんも大変注目が集まっているところでございますが、それ以前から、売却見込みがなかなか立たないというところから私も当本会議で言うたかどうかわかりませんが、鹿島市の若者の定着ということを考えれば、やはりインフラの問題含めて企業が来やすいような場所を再検討するような必要があるのではないかという質問をしてきた経過もあるわけで、私はこの予算については支持をいたしております。

ただ、現在考えられている、市としても、全く当てがなくてね、場所の当て、見込みもなくは計画はされていないというふうに思うんですけど、現在の工場団地、あるいは準工場団地の中で、どういったところを視野に入れての予算計上なのか、調査をされようとしておるのか、そこら辺の目途があるかと思うんですけれども、この場で披瀝できる程度で結構ですので、説明をいただければと思います。

○議長（橋爪 敏君）

山本産業部長。

○産業部長（山本克樹君）

お答えを申し上げます。

大体、今、谷田が13ヘクタール、大村方も約そのくらいなんです。ですから、新しい工業団地というのはそれぐらいより、20ヘクタール近くまでとれるところがどこかないかというふうなことがやっぱり基本になると思います。

ここを今調べているよというのは具体的にはちょっとここで申し上げられませんが、大体もうそういったところになりますと限られてくるんですね。だから、そこに農振がかかっているという関係もあるところもありますし、だからおっしゃるように、全くゼロからのスタートじゃなくて、以前からここら辺はどうだろうかと考えとったところが2カ所程度ありますので、そういったところを基本に再検討させていただきたいというふうに思います。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

工場団地の色塗りをした当時から考えれば、昭和60年ごろ都市計画の色塗りを決定しておるんじゃないかと思うんですが、道路環境から、まちの形成から当時とすればやっぱり変わっとると思うんですね。そういった点では今の工場団地とか準工業団地にあんまりとらわれ過ぎずに、少しオープンで、今日の置かれた客観状況の中で、しかも企業が張りつきやすい、そういった見方で検討をしていただければどうかと。私の腹案としては、この後いずれにしても、荒廃園対策などには公的資金を投入せにゃならんという時代が私は来ると思います。そういった点、あるいはいま一つは、20町歩以上という一つの限定が付きまますけど、当地区には県営の工場団地がないところですね、県南西部、そういったものも視野に入れて県との連携等も含めて検討ができるような、そうした調査活動をしていただければいいのではないかという思いを持っております。もうこれは答弁要りません。

次に、次のページの154ページ、これは委員会でもよかったかと言えば大綱質疑にしてくださいと市長がじき言うかもわかりませんが、一昨年までの県の観光地図、県がつくっておるのは「さが観光新図」というのが1つ、唯一あります。これはコピーです、色もんですけど、これを見ておれば、鹿島の観光地のポイントを打ってあるところは場所が全然違う。しかも、キンモクセイはもう現在ないですね。根から幾らかまた新しい芽が生えているという程度のもがありますけど。あるいは酒蔵見学の場所も、もう既に消滅しておると。そういったものが一昨年まで観光地図に載っとるんですよ、県の今言う観光地図に。これは市の情報をそっくりそのままこちらに移されるということであって、観光に来られる方にも大変迷惑をかけてきたという経過があります。そういった点で、現在の鹿島の観光地図はどうなっとろうかということで、昨日地図をもらいました。かなり修正は進んでおりますけど、私の今、一夜で気づいた点だけですけど、祐徳温泉の場所は、現在のところと違って207号バイパスのさらに祐徳院寄りのところにポイントしてあっわけですよ。こんなね、明らかに間違った地図を観光地図として大量に印刷をされておるといのは、やっぱり事務的なそういった、何というですかね、緊張があられるのか、非常にルーズさを感じます。そういった点で修正をされる用意があるかどうか、これはもうお気づきになっとろうと思います。そういう予算措置がされているかどうかという質問にしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

お答えをいたします。

予算上は特別に予算措置をいたしておりません。ただし、先ほどおっしゃいましたように、やはり間違い箇所があるということであれば、それは早急に地図の訂正をいたしたいとは

思っております。

以上です。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

ぜひそういう方向で、年度中途でも結構ですので、補正措置をしていただければと思います。

それから、163ページになります。

土木費のうちの水資源対策費の中で、15節の工事請負費の中で、中木庭ダム周辺整備の中で、前年度予算で丸木庭広場の水源確保をされてきたと思いますが、これは目的の水源、水量といいますかね、がとれるようになったのか、なっていないのか、その結果についてまずお尋ねして、私の一番聞きたい質問にかえたいと思います。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

今年度作成しました井戸の水量ですが、目的を達しております。70メートルで、数量はちよっと今忘れております。済みません。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

恐らく私が知り得る情報では、毎分200リットルやったですか、の予定がね、600リットル程度の水源に当たったということの情報を聞いておるんですが、丸木場広場で使用したい予定が上限200リッターということの3倍の水量が確保できたということで大変喜んでおりますけど、あの一帯というのは今後どれだけ開発といいますかね、新たな参入というか、入ってこられる方がそのほかにあるかわかりませんが、現在の周辺のやっぱり水はきれいなところなんですけど、現在、家庭、あるいは事業所の水として使えるものは当地元の簡易水道といいますかね、そういうものしかないと思います。そういった点で、そこに新たに商売が始まるとか、観光スポットができるといったときには、そこそこで水源確保せにゃいかんごとなると思います。現在の地元で使われておる水量というのはごく限定的な量ですから。そういった点で、余った水を配水といいますかね、分水をすることも可能なのかなのか。これは本会議で私は聞いておきたいと思いましたので、お尋ねをいたしておきます。

○議長（橋爪 敏君）

田中都市建設課長。

○都市建設課長（田中敏男君）

今の井戸につきましては、中木庭周辺の整備のための水ということで、そこら辺の想定はしておりません。したがって、そういったものの状況が出てきたときに判断をさせていただきたいということで考えております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

当初の目的は当然ダム周辺整備ですね、その振興策の一環として予定をされておる丸木庭広場に供する水源を確保するためと。それが毎分200リッターという目的だったということだと思います。だから、市が保有する水源ですたいね。これが周辺に新たに、今の課長の答弁でいいと思いますが、需要といいますかね、が出た時点で検討したいということで受け取っていいですね。——はい。

それじゃ、次に移ります。

172ページに関しまして、いろいろ市民からも評判が余りよくなかった消防の火災通報ですね、市役所東南東何百メートル何々というあれですね。あれがですね、広域圏議会で昨年の夏そういった議論になりまして、ことし明けましてから2月7日に広域圏議会有って、昨年の夏から宿題になっておったんですが、肉声でどこどこというような地点が通報できるように運用上改めることができるようにするというのを広域圏の吉野消防長から私は、広域圏議会という場でありませんでしたけれども、消防本部の消防長室でお聞きをいたしておりますが、その件についての情報は入っていますか、担当課は。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

昨年から火災の通報につきましては、いろいろとありますけれども、今御指摘の肉声によって、2月4日とおっしゃったですか、7日ですかね、からそういうふうな形態に変わるといふようなことは今のところ我々聞いておりません。

それで、ただ、以前と若干、充実されたというのは、多分そのことを消防長さんは言っていらっしゃるんじゃないかなと思いますけれども、火災サイレンが鳴ってから今までどおり方向で言いますけれども、その後にファクスでゼンリン地図で火災現場のお知らせをするといふようなことは2月からなっております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

私の言い方が悪かったのかもわかりませんが、2月7日にその旨を消防長からお聞きしたということをとるんです。ですから、今の課長の認識でいいんです。

ただ、現在までは従来のコンピューター放送ですよ。これは各市町でゼンリンを活用した情報を同時に本部から各市町に流すと。だから、その採用は各市町で判断して運用していただきたいというふうに言われておりますが、現在のところまで本市の場合は変わっていないわけです。変えられないんですか。

○議長（橋爪 敏君）

北御門総務課長。

○総務課長（北御門敏則君）

今、このファクスの活用をいたしておりますのは、数分してからファクスがうちのほうに来ますので、それは無線で各消防団の積載車のほうに確実に、能古見とか七浦とか谷々でかなり違いますので、そういうことを含めて積載車のほうに無線でお知らせをしているというふうなことで今しております。それで、それを防災行政無線とかで肉声でお知らせをするということについては、まだそのファクスの火災現場の位置が確実なものであるというふうなことが証明できないので、100%確実であるというふうなことが立証できないので、ちょっとその活用については待つてほしい、慎重にしてほしいというふうなことも消防のほうからもあっておりますので、100%じゃないということですね。それでうちのほうとしては、消防団の出動のためのより正確な位置のお知らせをするということで今は活用をさせていただいております。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

その図面を私、消防本部で見せていただきましたけど、ゼンリン地図に弓矢の的のようなマークで、ここということではうっとうわかるわけで、見る限りではやっぱり限定できるような図面に私は見えました。ただ、例えば、私のところが火災になつとるのに隣のBさんのところを市役所の放送で出すというのは、これはやっぱり問題があると思いますけど、そこら辺をもう少し研究されて、今の状態のああいふ電子的な放送をできるだけやっぱり生の放送に、従来のような放送に改めたいということからの始まりですので、改善に向けて今後も当局としても努力をしていただきたいと思います。もちろん、広域圏としても努力をしていただきます。

それじゃ、次にいきます。

228ページ、公共下水道にかかわって、これは重複を避けてと冒頭言いましたけど、あえて重複をいたしますけど、私なりに伊万里の知り合いの市会議員から当局にとっていただいた資料によりますと、いきなり中身に入るとっけん何の話やろうかということかもわかりませんが、浄化槽の委託料です。先ほど水頭議員が午前中のうちに発言をされましたように、1トン当たりの単位委託料にすれば本市は114円かかるとと。そがしこ答えだけ言うてわ



からんやったらもう少し具体的に言いますけど、本市の場合、年間処理量が60万トン、そして委託料が平成19年度段階で68,600千円、これを単位トン当たりで割り返せばトン当たり114円かかると。単純計算ですよ。合特法に基づいて委託をしておるのが伊万里なんですけど、伊万里の場合が年間おおよそ300万トン、年間の委託料が113,000千円、これを割り返しますとトン当たり38円ということで、本市の単位当たりの処理費が114円に対して伊万里の場合はトン当たり38円、電卓を打ちますとちょうど3.0倍の違いです。本市が3倍高いという計算になるわけなんですけど、午前中の御答弁を聞いておると、安全面の考慮、あるいは、ことしは前年比で3,400千円程度減額をして予算計上しておる、あるいは市内雇用の面もあるというような理由を掲げてはございますけど、その理由では私は貧弱だと思います。3倍の違いに対する説得力にはならないと思うんですね。そういった点で、ここではもうこれ以上私は詰めた議論はしませんけど、やはり問題は残ると思いますので、研究をしていただきたいという注文だけ申し上げるにとどめておきたいというふうに思っております。

それから249ページ、谷田工場団地の使用料のところ、これはまだ年度入ってからのスタートになるから補正になるのかもわかりませんが、旭工業さんのリースをされる歳入部分が費目存置も計上されていないということなんですけど、これは大体当初予算としてはわかっているわけですから上げておくべきじゃないかと思うんですが、それはどういうことですか、事務的に。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

旭工業さんの使用料でございますけれども、当然、これは進出が1月だったものでございますから、まだリースの契約等も日付等もわからなかったものでございますので、当初予算には計上いたしておりません。当然、補正等で計上いたす予定でございます。

以上であります。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

まだ交渉途上だったから額面は上げにくかったかもわからんけれども、費目として起こしておくべきではないかということですよ。去年の夏、大体そういう方向でもう固まっておったならば、年末に調整されたこの予算に費目すら上げないというのはいかがなものかということをお聞きしておるんです。

○議長（橋爪 敏君）

福岡商工観光課長。

○商工観光課長（福岡俊剛君）

谷口議員の質問にお答えをいたします。

費目は5款1項1目。谷田工場団地使用料ということでここに計上をいたしております。

以上です。（「どこですか」と呼ぶ者あり）249ページの5款1項1目でございます。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

であるならば、ここの説明書きのところに今書かれているように、谷田工場団地使用料というのは、口頭で説明されたのでいけばシルバー人材センター22千円というのをここで言われたですね。額面は確定していないけど、旭工業のリース料が1千円計上されておると、そういう説明をすべきですよ。目としてはそこに上げていますということになるかもわかりませんが、谷田工場団地の中にね、シルバー人材センターという説明をされれば、旭工業さんの確定された数字もここに計上されることになりましてという説明をされるべきじゃないかということです。

○議長（橋爪 敏君）

桑原市長。

○市長（桑原允彦君）

実際の操業が8月めどということですが、若干おくれるかもわかりません。

谷口議員言われるように、そういうふうにしてもいいし、6月補正で間に合うんです。ですから、そうしなくてもいいということです。ですから、そういうお考えに否定はいたしません、6月補正で間に合うんじゃないかということです。

○議長（橋爪 敏君）

12番谷口良隆君。

○12番（谷口良隆君）

新たな年度をスタートするときの予算ですから、おおむねやっぱり予算というのは正確に補足されたね、予算の客観情勢に基づいて編成しなければならないという地方財政法上からいっても、新たな工場団地が配置を、入植されるというのはわかっておるわけで、これは御祝儀じゃないけれども、そこには窓がちゃんと開かれておるとというのが私は旭工業さんにとっても、やっぱり予算上、受け入れを明確にしておくべきではないかという思いがあるから質問をいたしております。

以上で終わります。

○議長（橋爪 敏君）

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（橋爪 敏君）

質疑は一応これにてとどめ、会議規則第36条第1項の規定により議案第4号は各所管の常任委員会に分割して付託し、議案第5号、議案第10号及び議案第11号の3議案は総務建設環境委員会に、議案第6号から議案第9号までの4議案を文教厚生産業委員会に、それぞれ付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

明14日は午後1時から各常任委員会を開催します。15日、16日の2日間は休会とし、17日、18日は午前10時から各常任委員会を開催します。19日から25日までの7日間は休会とし、次の会議は26日午前10時から開き、議案審議を行います。

本日はこれにて散会いたします。お疲れさまでした。

午後6時2分 散会